

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年6月24日
【事業年度】	第11期（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）
【会社名】	イー・ギャランティ株式会社
【英訳名】	e Guarantee, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江藤公則
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 5447 - 3577(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部長 唐津秀夫
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
【電話番号】	03 - 5447 - 3577(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 経営管理部長 唐津秀夫
【縦覧に供する場所】	イー・ギャランティ株式会社 大阪支店 （大阪市中央区久太郎町四丁目1番3号） イー・ギャランティ株式会社 九州支店 （福岡市博多区博多駅前四丁目1番1号） イー・ギャランティ株式会社 名古屋支店 （名古屋市西区牛島町六番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

（注）上記のイー・ギャランティ株式会社九州支店は、法定の縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜のため縦覧に供しております。

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
売上高 (千円)	-	-	2,703,318	3,156,996	3,291,314
経常利益 (千円)	-	-	482,957	619,306	744,385
当期純利益 (千円)	-	-	272,118	342,348	429,000
包括利益 (千円)	-	-	-	-	439,169
純資産額 (千円)	-	-	2,261,069	2,713,819	3,112,020
総資産額 (千円)	-	-	4,348,162	4,849,758	5,561,270
1株当たり純資産額 (円)	-	-	92,078.85	107,533.98	125,769.53
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	13,471.19	16,947.46	21,235.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	-	-	-	16,764.96	21,039.52
自己資本比率 (%)	-	-	42.8	44.8	45.7
自己資本利益率 (%)	-	-	15.8	17.0	18.2
株価収益率 (倍)	-	-	9.43	13.87	9.09
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	829,311	481,097	694,977
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	1,069,622	949,476	280,748
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	-	-	388,808	94,165	61,260
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	-	-	2,214,627	1,840,413	2,193,382
従業員数 (名)	-	-	80	83	88

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第9期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
売上高 (千円)	1,421,338	1,930,359	2,703,318	3,160,605	3,293,768
経常利益 (千円)	196,625	331,100	492,499	622,105	746,404
当期純利益 (千円)	164,174	185,168	272,118	345,957	425,391
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,048,575	1,048,575	1,048,575	1,048,755	1,048,755
発行済株式総数 (株)	20,200	20,200	20,200	20,202	20,202
純資産額 (千円)	1,402,706	1,593,242	1,878,142	2,205,464	2,592,354
総資産額 (千円)	2,496,043	3,098,274	3,958,551	4,300,556	4,884,268
1株当たり純資産額 (円)	69,440.91	78,607.66	92,078.85	107,712.63	125,769.53
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間純利益 配当額) (円)	-	-	1,500 (-)	3,000 (-)	4,000 (-)
1株当たり当期純利益金額 (円)	8,521.59	9,166.75	13,471.19	17,126.13	21,056.90
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	8,509.89	9,101.44	-	16,941.70	20,862.51
自己資本比率 (%)	56.2	51.2	47.0	50.6	52.0
自己資本利益率 (%)	13.7	12.4	15.8	17.1	18.0
株価収益率 (倍)	48.47	22.47	9.43	13.73	9.17
配当性向 (%)	-	-	11.1	17.5	19.0
営業活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	431,521	634,403	-	-	-
投資活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	938,189	815,782	-	-	-
財務活動によるキャッシュ・ フロー (千円)	223,179	-	-	-	-
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	615,943	2,066,129	-	-	-
従業員数 (名)	42	64	80	83	88

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 第8期までの持分法を適用した場合の投資利益については、子会社及び関連会社がないため記載しておりません。

3 第9期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第9期より連結財務諸表を作成しているため、第9期以降の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2【沿革】

当社の設立以後の経緯は、次のとおりであります。

年月	事項
平成12年9月	東京都港区において、伊藤忠商事(株)の金融・不動産・保険・物流カンパニーの子会社として、主に電子商取引における決済サービスにおいてファクタリング会社が保有する金融債権の保証を目的として当社を設立
平成13年11月	通常取引分野における企業間取引に伴う売上債権( )を包括的に保証する「包括保証サービス」を企業向けに提供開始
平成16年2月	包括ではなく1社からでも個別企業ごとの売上債権を保証する「個別保証サービス」を開始
平成16年8月	ファクタリング会社以外の金融法人向け保証サービス(リスク・マーケット・サービス、略称：RMS)を本格開始
平成17年4月	大阪市中央区に大阪支店開設
平成17年10月	国内企業の輸出債権を保証の対象とする「海外向け債権保証事業」を開始
平成18年5月	本社を東京都渋谷区に移転
平成18年6月	大阪支店を大阪市中央区内で移転
平成19年3月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成19年5月	福岡市博多区に九州支店を開設
平成19年12月	名古屋市中区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を開設
平成20年8月	クレジット・クリエイション1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
平成21年3月	名古屋市西区に名古屋オフィス(現・名古屋支店)を移転
平成21年10月	クレジット・インベストメント1号匿名組合(現・連結子会社)を設立
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(現 大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード))に上場

( ) 売上債権とは、手形を含む売掛債権をいいます。以下本書において同様であります。

### 3【事業の内容】

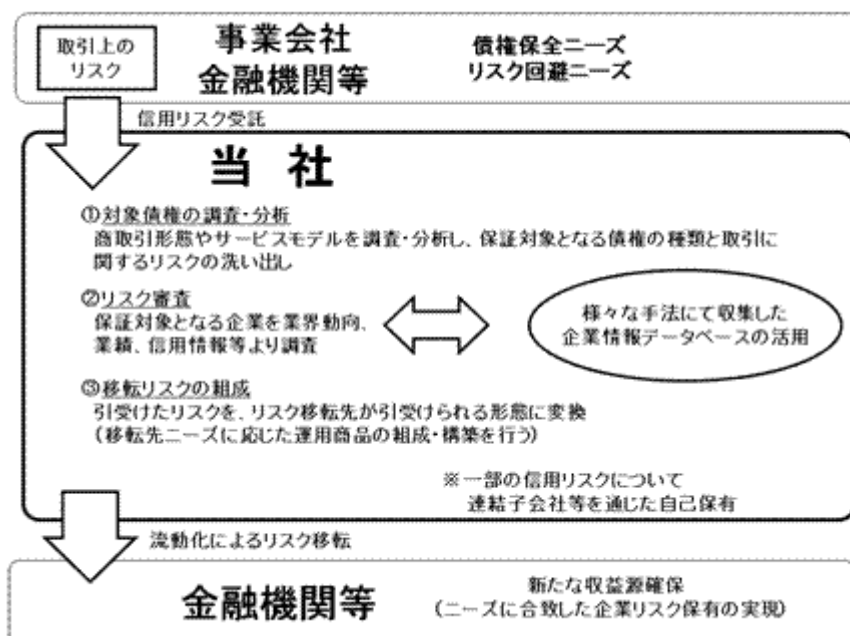
当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されております。

当社グループは、事業会社及び金融機関が企業間取引で負うことになる各種債権の未回収リスクの受託を行っております。当連結会計年度末日現在、独自の営業網として、東京本社、大阪、九州及び名古屋支店を展開し、全国各地で強固な基盤を持つ地方銀行（当連結会計年度末提携数35行）、や大手都市銀行、信託銀行、証券会社を始め、商社、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社等との提携により、自社の経営資源によらない販売網を構築しております。これらの販売網を活用し、全国の企業に対して信用リスク受託の拡大を図っております。

このような営業展開による信用リスク受託に伴い、当社グループは多くの企業の倒産リスクにさらされ、多大なリスクを保有することになりますが、これらの信用リスク受託を円滑に実現するために、引受けるリスクを、情報提供会社等から入手した情報に加え、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報により構築したデータベースに基づき分析・審査を行ったうえで、信用リスクの移転を目的として業態の異なる多様な金融機関に流動化を行うとともに、一部の信用リスクについてはクレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）への流動化を行っております。

当社グループは信用リスクの流動化にあたり、各金融機関・ファンド等が一種の運用商品のような形で信用リスクを引受けることができるよう、流動化先である各金融機関やファンド等のニーズに合致したリスクポートフォリオの組成を行うことで、魅力あるリスク商品の引受機会を提供しております。これら一連のプロセスを通じて信用リスク自体を顧客から仕入れ、流動化するというマーケットメーカーとしての役割を担っております。

（当社グループの機能）



本スキームにおいて当社グループの担う機能を段階別に説明すると下記のとおりです。

#### (1) 多様で分散可能なリスクを集める機能

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等の持つ多様な法人向け債権の未回収リスクを受託することにより保証料を得ます。事業分野を信用リスク受託に特化する形で経営資源を集中し、顧客ニーズに基づいた受託形態の開発を都度実施しており、当社グループ営業網に加え、大手都市銀行、信託銀行、証券会社を始め、商社、地方銀行、大手金融機関、リース会社、ノンバンク、一般企業の保険代理店子会社といった販売網を活用し営業活動を行います。これらの営業チャネルを活用することで、効率的な顧客獲得及び信用リスクに対する多くの企業ニーズを集めることが可能となります。

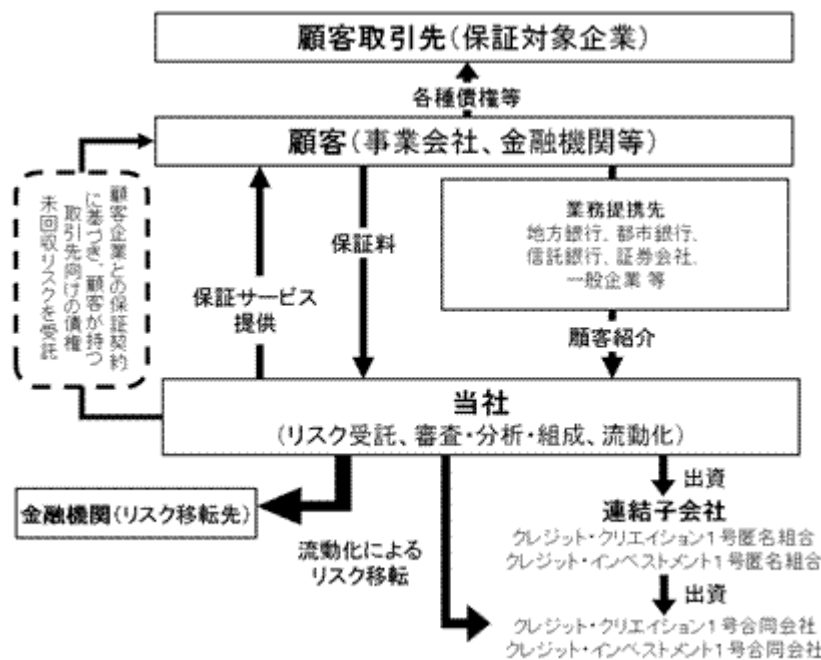
## (2) 審査・分析によるリスクの定量化機能

信用リスク受託を行う前提として、債権及び債務が確立されていることが条件となりますが、取引が複雑化している昨今、請負契約の検収前債権など債権債務関係を明確にすることが困難な取引が増えてきております。そこで当社グループは、多種多様な取引における債権の未回収リスクの受託に取組んできた実績を活かし、債権債務と信用リスクの所在を明確にし、信用リスクを流動化する金融機関等にとって明確で簡素化された形に信用リスクをグルーピングします。この過程で、当社グループは、当社グループにて収集した定性的な情報を含む企業信用情報データベースを、さらには必要に応じて外部からの企業信用情報を取り込み活用することで、審査・分析を通じてリスク度合いに応じて企業を分類し、信用リスク受託の対象となるよう定量化を図っております。

## (3) 流動化先の投資ニーズを満たすポートフォリオの組成とリスク移転機能

審査・分析による定量化を終えたリスクは、流動化先となる金融機関等のニーズに合わせて、リスク度合い、最大リスク額、リスク移転コストのバランス調整を行い、リスク商品としてのポートフォリオ組成を行います。当該ポートフォリオについて、金融機関等へのリスク移転を図るほか、一部の信用リスクについては、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社の連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）に対し流動化を行っております。

（事業系統図）



## <当社グループの提供するサービス>

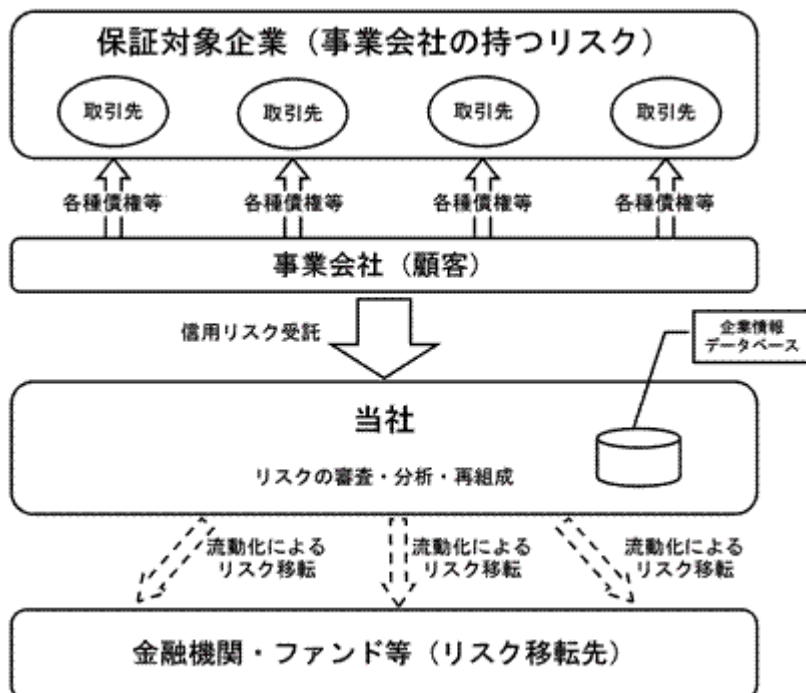
当社グループは「事業法人向け保証サービス」及び「金融法人向け保証サービス」を提供しております。

### (1) 事業法人向け保証サービス

「事業法人向け保証サービス」とは、売上債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権の未回収リスクの受託を行うものです。本サービスは国内取引に関する信用リスク受託だけではなく、海外取引の際に生じる輸出債権に関する信用リスク受託も行っております。

本サービスは、契約先である顧客の取引先が倒産等の事由により債務不履行を起こした場合において、あらかじめ設定した支払限度額を上限に当社が保証金を支払うもので、顧客にとっては未回収リスクを最小限にすることが可能となります。顧客の保証ニーズにより「包括保証」と「個別保証」を提供しており、顧客は、保証規模や保証に対する予算等により自由に選択することができます。

#### 「事業法人向け保証サービス」モデル



#### 包括保証

契約先である顧客の取引先について、“売上順位”や“取引条件”等の基準でグルーピングした10社程度以上の取引先の信用リスクを当社が一括して包括的に引受けるものです。多数の取引先の信用リスクを受託することでリスクが分散されるため、取引先個社単位では顧客が負担する保証コストは大きく抑えられることとなります。また、リスクの高い取引先であっても、多数の取引先の信用リスクを受託することによりリスク分散が図られているので引受けが容易となります。

顧客は、取引先を幅広く保証対象としてリスクをヘッジすることで、取引先への与信管理業務を軽減することができるため、与信管理業務のアウトソーシングの実現、取引先倒産等による経営に対するインパクトを最小限に抑えることが可能となります。また、顧客は新規ビジネス展開や販売拡大に合わせて当社の包括保証を導入することで「攻めの経営」を行うことができ、効率的なリスクコントロールが可能となります。

「包括保証」では、取引形態に合わせた保証料の課金方式を提供しており、主な課金方式は次のとおりです。

#### イ) 売上高課金方式

取引先（保証対象先）の毎月の売上高実績に対して、取引先毎に設定した保証料率にて課金を行うものです。販売の繁忙期、閑散期といった売上高の増減に連動した課金となりますので、契約先である顧客にとっては保証コストの管理が容易となります。

暖房器具等の季節要因に販売が左右される商品の取引、スポット性の高い取引、新規ビジネスや販売拡大戦略実施の際など、年間を通じて売上の変動が大きく、売上予想が困難な取引先に対する保証に適しています。

## ロ) 限度額課金方式

実際の取引金額に関係なく、あらかじめ設定した保証限度額に対して、年率により保証料の課金を行うものです。契約先である顧客にとっては契約の時点で保証コストが確定できるほか、売上高課金方式のように月々の売上高実績を当社に通知する必要もありません。

取引先に対する毎月の売上高が年間を通して大きな変動がなく、一定の債権残高が常にある企業に適しています。

## 個別保証

契約先である顧客が保証を希望する取引先について1社単位で信用リスクを受託するものです。

顧客は、自由に選択した保証希望先に限定し信用リスクをヘッジすることが可能であり、少ないコストで利用ができます。個別保証は、限度額課金方式のみとなります。

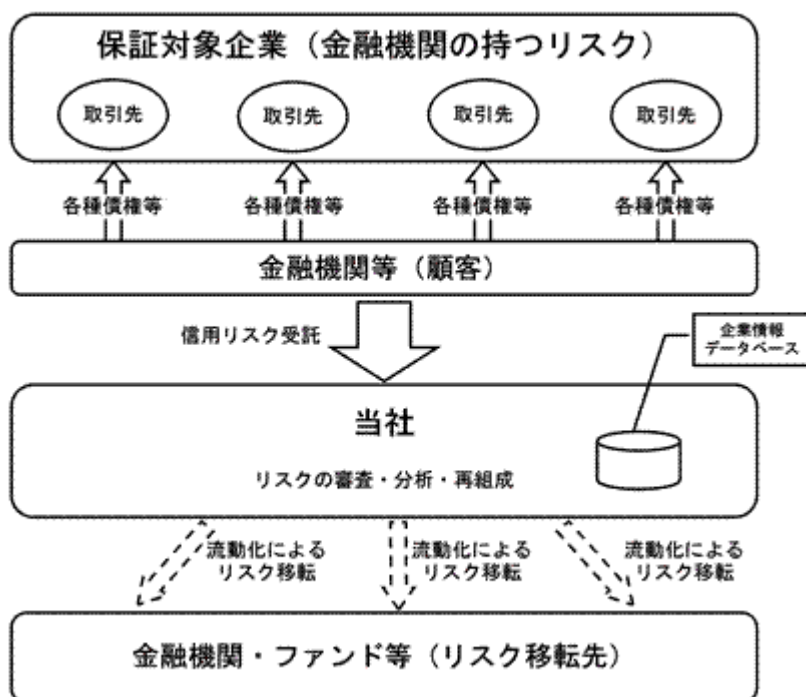
自社において確立された審査機能を持つ企業や、中小企業などリスクヘッジへのコストが限定された企業、特定取引先への売掛発生比率が高いために有事におけるインパクトが大きい企業などに適したサービスです。

## (2) 金融法人向け保証サービス

「金融法人向け保証サービス」とは、金融機関等の保有する各種債権における信用リスクを受託するサービスです。このサービスを当社では「リスク・マーケット・サービス、略称：RMS」と呼び、当社が信用リスクを受託し、リスク移転先のニーズに応じて運用商品として組成し、金融機関等に信用リスクを流動化することにより、金融機関等の保有する信用リスクを交換する市場を提供しております。

本サービスは、事業法人向けの保証手法と信用情報集積機能を活かし、金融機関等が自ら行う信用保証事業の再保証による信用リスク受託のほか、債権流動化等の各種金融サービスを提供する際に発生する立替払い債権やその他の金融債権の信用リスク受託を行います。

### 「金融法人向け保証サービス」モデル



「金融法人向け保証サービス」の主なサービスとしては、企業向けに売上債権等の保証事業を行う際に発生する金融債権に伴うリスクを受託するサービス、クレジットカード会社等が保有する法人向け立替払い債権や加盟店向けの返還請求権に伴うリスクを受託するサービス、主に金融機関等が行う売掛債権及び手形債権の買取りに対する未回収リスクを受託するサービスがあります。

契約先となる金融機関等は本サービスを利用することにより、今まで信用力不足により債権買取りや債権流動化が困難であった取引先へのサービスの提供や、企業の保有する売上債権等の保証事業への新たな取り組み等が可能となります。



## 4【関係会社の状況】

## (1) 親会社等

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
(その他の関係会社) 伊藤忠商事株式会社 (注) 1	東京都港区	202,241	総合商社	被所有割合 31.7	同社は当社の保証サービスを利用しているほか、当社の保証サービスにおける代理店業務を行っております。 当連結会計年度末日現在同社従業員1名を役員として受け入れております。(注) 2

(注) 1 伊藤忠商事(株)は、有価証券報告書提出会社であります。

2 当社は、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得るべく、その他の関係会社である伊藤忠商事(株)より非常勤役員を招聘しております。当連結会計年度末日現在における伊藤忠商事(株)からの非常勤役員は以下のとおりであります。

当社グループにおける役割	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役(非常勤)	中村 政樹	伊藤忠商事(株) 保険ビジネス営業部長 伊藤忠オリコ保険サービス(株) 社外取締役

なお、取締役中村政樹氏は平成23年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

## (2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容
クレジット・クリエイション1号匿名組合 (注) 2、3	東京都千代田区	800,000	信用保証事業	-	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。
クレジット・インベストメント1号匿名組合 (注) 2、4	東京都中央区	250,000	信用保証事業	-	当社より匿名組合出資を受け入れております。当社が引受けた信用リスクへの投資を行っております。

(注) 1 「主要な事業の内容」の欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社であります。

3 クレジット・クリエイション1号匿名組合は、クレジット・クリエイション1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が51%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

4 クレジット・インベストメント1号匿名組合は、クレジット・インベストメント1号合同会社を営業者とする匿名組合に当社が50%を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い(企業会計基準委員会実務対応報告第20号 平成18年9月8日 平成21年3月27日改正)」を適用し、子会社としております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	88
合計	88

(注) 従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成23年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
88	30.0	2.6	4,774

セグメントの名称	従業員数(名)
信用保証事業	88
合計	88

(注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社及び連結子会社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、円高の影響や厳しい雇用環境等による一時的な足踏み状態は有りましたが、全体としては新興国市場の経済成長に支えられた輸出拡大や政府による経済対策の効果等により、景気は持ち直しの動きがみられました。しかしながら、3月11日に発生した東日本大震災による甚大な被害は、原発事故という深刻な事態を招来し、先行きは予断を許さない状況となっております。

当社グループを取り巻く環境を見ますと、平成22年度における企業の法的整理による倒産件数は11,496件（前年同期比10.6%減）となり、景気の持ち直し基調とともに、中小企業金融円滑化法や景気対応緊急保証など一連の金融支援策の効果に支えられ、倒産件数は2年連続で前年度比減少となりました。一方、負債金額5,000万円未満の倒産は前年度比0.2%減にとどまり、中小企業を中心とした小規模な倒産は依然として高水準で推移しております（帝国データバンク調べ）。

このような環境下、信用リスク保証サービスは堅調に推移し、保証残高は着実に増加しております。お客様の販売拡大に伴う債権保全ニーズにお応えするとともに、与信管理業務のアウトソーシングや、売掛債権に保証を付けることで自社の資金調達における信用力を向上させるなど、様々な企業ニーズに積極的に応えてまいりました。

また、手形債権を当社が保証することで金融機関による手形買取が可能となる手形買取保証サービスや、金融機関が提供する売掛債権担保融資の担保債権へ当社の保証を付すなど、金融機関と提携した新たなサービスの開発により、保証業務の高付加価値化に引き続き取り組みました。

一方、既存の引受リスクに対する情報分析力を引き続き強化し、倒産増加が見られる業種に対する審査基準のタイムリーな見直しや、リスクに見合う保証料率の設定を行うことで、当社のリスク・ポートフォリオを優良に保つことにより、安定的なリスク受託の基盤を維持・強化しております。

なお、当社グループが実質的に自己で保有している信用リスクのうち、東日本大震災の被災地域に該当し、保証履行の可能性を有する保証対象先につきまして、当社が現在入手している情報に基づき見積りをした結果、将来において保証履行の可能性のある金額の29百万円全額を当連結会計年度に通常の保証履行引当金とは別に追加計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高3,291,314千円（前年同期比4.3%増加）、営業利益732,086千円（同21.2%増加）、経常利益744,385千円（同20.2%増加）、当期純利益429,000千円（同25.3%増加）となりました。

当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されており、商品別の業績は、次のとおりであります。

#### 事業法人向け保証サービス

事業法人向け保証サービスにおきましては、当社サービスの全国的な販売体制の強化を行うべく、地方銀行をはじめとする金融機関や事業会社など様々な企業との間で新たな業務提携契約を締結することで、引き続き営業基盤の強化を図りました。これらの結果、当該サービスに係る売上高は、3,230,740千円（前年同期比5.6%増加）となりました。

#### 金融法人向け保証サービス

金融法人向け保証サービスにおいては、引き続き様々な金融機関に対し営業活動を行ないましたが、当該サービスに係る売上高は、60,574千円（前年同期比38.4%減少）となりました。

なお、保証引受け残高の推移は次のとおりであります。

（単位：千円）

	第9期 （平成21年3月期）	第10期 （平成22年3月期）	第11期 （平成23年3月期）
保証残高金額	93,711,990	99,864,690	136,922,400

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ352,968千円増加し、2,193,382千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

[営業活動によるキャッシュ・フロー]

営業活動の結果増加した資金は694,977千円（前連結会計年度比44.5%増加）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益743,037千円、保証履行引当金の増加額146,946千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額291,714千円等であります。

[投資活動によるキャッシュ・フロー]

投資活動の結果減少した資金は280,748千円（前連結会計年度比70.4%減少）となりました。主な減少要因は、定期預金の増加額250,000千円等であります。

[財務活動によるキャッシュ・フロー]

財務活動の結果減少した資金は61,260千円（前年同期は94,165千円の増加）となりました。主な減少要因は、配当金の支払額60,023千円等であります。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

該当事項はありません。

### (2) 受注実績

該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を商品別に示すと、次のとおりであります。

商品別	サービス名	金額（千円）	前年同期比（％）	
事業法人向け保証サービス	包括保証	売上高課金方式	498,348	95.4
		限度額課金方式	2,051,263	109.1
	個別保証		681,128	103.8
	小計		3,230,740	105.6
金融法人向け保証サービス	-	60,574	61.6	
合計	-	3,291,314	104.3	

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社の報告セグメントは「信用保証事業」のみですが、上記ではより詳細に商品別に記載しております。なお、当該商品別の区分は前連結会計年度から変更ありません。

## 3【対処すべき課題】

当社グループは、多様な信用リスクの受託を低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いています。当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業（金融機関等を含む）から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受けて利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化（リスク移転）という形で投資機会を提供する必要があります。そのため、顧客企業から引き受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定する等、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといったマーケットメイク機能の強化が求められています。

更に、信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、簡略なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先（顧客）」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額のリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社の競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業容拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

#### 信用リスク受託規模拡大のための販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、販売網の早期拡大による信用リスクの受託規模拡大を図ります。当社グループは現状、本事業分野において先行者メリットを有しており、早期の販売網構築が将来の競争力の源泉の一つになると考えております。そのため、既存提携先との関係を更に深めるとともに、今後も積極的に提携先の拡大や自社の支店展開等による全国的な販売網構築に取り組めます。

#### 売掛債権以外の多様な事業法人向け信用リスク受託の強化

当社グループは企業向け信用リスクの受託事業に特化し、債権の法的分析や業界慣習への精通など専門性を高めることで、売掛債権に比べ債権の成立時期や金額の確定が複雑で困難な各種債権（建設受託等の請負債権、長期債権、店舗保証金の返還請求権など）の信用リスク受託に積極的に取り組み、付加価値の高い信用リスク受託を目指します。

#### 金融法人向け保証サービスの強化

金融機関等が企業向けに金融サービスを提供する際に取得する各種金融債権の信用リスク受託を強化します。同時に金融機関がもつ金融債権の信用リスク受託を通じて当社グループの販売網を実質的に拡大したいと考えております。金融債権の保証分野は売掛債権や手形の買取り・債権流動化による早期資金化ビジネスや、法人向けクレジットカード事業、売掛債権保証事業等を行う場合のリスクヘッジを行うものであります。当社グループはオーダーメイドで債権債務関係が複雑なリスクに対応できる強みを発揮し、金融機関等の顧客基盤及びブランド力を活用することで、スピーディーな事業拡大を図ります。

#### 契約更改率の維持向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに既契約の維持が課題となっております。従いまして、既契約の更改率を維持向上すべく保証機能以外の付加価値を高めることや、顧客満足度の向上に取り組んでまいります。

#### 審査情報データベースの拡充による審査力強化

保証規模の拡大及び販路拡大を通じて審査情報の収集力を高め審査情報データベースを拡充し、引き続き積極的な信用リスク受託を行うとともに、リスク移転先にとって定量化しやすい投資機会を提供できるよう努めます。また、従来保証を使っていなかった顧客層にもアプローチするため、より低価格での信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

#### 一部の信用リスクの自己保有

現在当社グループは、受託したリスクについて従来の金融機関に限らず幅広くリスク移転先を確保し、リスク移転手法を多様化すべく、ファンドへの出資等を通じて信用リスクの一部を自己保有しております。今後も信用リスクを自己で保有していくことで引き続き安定した信用リスク受託に努めてまいります。

#### 人材の育成、確保

複雑で多様なリスクに積極的に取り組める体制を整えるため、優秀な人材を積極的に採用するとともに社員にとって魅力のある会社を目指し、多様な人材の確保に努めます。また、急速な増員の中でも金融事業を行う上で必要となる高い専門性を維持向上すべく、社員教育を更に強化する方針であります。

#### 4【事業等のリスク】

以下において、事業の状況及び経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社グループの有価証券に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、以下の記載のうち将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

##### (1) 当社グループの収益構造について

当社グループは、事業会社及び金融機関等の顧客から得る保証料を売上高として計上する一方、リスク移転先である金融機関等に支払う費用を原価として計上しており、これらの差額が当社グループの利益となっております。

###### 原価の上昇について

当社グループがリスク移転先に支払う費用は、複数年にわたる保証履行実績により決定されているため、一時的に多額の保証履行が発生した場合であっても、短期的な原価の上昇要因とはなりません。しかしながら、リスク移転コストは1年契約の間は原則変わらないため、利益率が短期的に悪化し、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。また、継続的に保証履行が多発するような景気悪化時には、顧客の保証に対するニーズも高まることから、経済情勢を踏まえ、顧客からの保証料に価格転嫁しますが、価格転嫁が十分に進まない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

###### リスク移転について

当社は、信用リスクを受託した債権の保証履行リスクをヘッジするために金融機関等にリスク移転を行っております。そのため、当社がリスク移転を依頼している債権について想定を超える著しい信用力低下や保証履行が生じた場合又はリスク移転先である金融機関等が債務不履行等のリスク移転を引受けることが困難となるような状況となった場合には、想定通りのリスク移転を行えない可能性があります。このような場合には、売上高の減少や原価率の上昇が生じる可能性があり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

###### 自己による信用リスクの保有について

当社は、クレジット・クリエイション1号合同会社（当社が51%を出資している連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者）及びクレジット・インベストメント1号合同会社（当社が50%を出資している連結子会社であるクレジット・インベストメント1号匿名組合の営業者）をリスク移転先に加える等により、一部の信用リスクを自己で保有しております。

平成23年3月末現在の信用リスク受託による保証残高は136,922,400千円であり、このうち、当社グループでリスクを保有している保証残高は9,803,292千円であります。

これらへ流動化する信用リスク及び自家保有を行う信用リスクについては、他のリスク移転先と同様、一定の基準を設けたうえで極度に損害率が悪化しないよう対策を実施しております。しかしながら、想定を超えて保証履行が多発した場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 競合等について

当社グループが行っている事業法人向け売掛債権保証サービスと類似した債権保証に係るサービスとして、大手金融機関系ファクタリング会社が提供している保証ファクタリング、損害保険会社が提供している取引信用保険等のサービスがあります。

当社グループのサービスは、流動化先への流動化、分散機能を活用することにより、引受ける保証対象企業の範囲、保証限度額等に幅広く対応できる点から優位性を有しております。また、金融債権や請負債権など単純な売上債権以外も保証対象とする対象債権の範囲の広さからも他の金融機関が提供しているサービスと比較して、優位性を有しているものと認識しております。

ただし、大手金融機関系ファクタリング会社、損害保険会社は、知名度、信用力等の面で、当社グループと比較して優位な立場にあります。したがってこれらの金融機関と競合する場合、営業推進の上で不利な立場におかれる可能性があり、当社グループの業績に影響を及ぼすことも考えられます。

また、今後において他金融機関が同サービスの開発により新規参入することで競争が激化する可能性も考えられます。そのため、当社グループがより一層顧客ニーズにあった商品開発ができず、相対的に当社グループの競争力が低下し、新規契約率の低下や既存顧客が流出した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 売掛債権保証事業への依存について

当社グループは、顧客である事業会社や金融機関等が有する売掛債権などの信用リスクを受託しておりますが、そのうち、事業法人向けの売掛債権保証が全体の大半を占めております。

当社グループとしましては、事業法人向けには長期債権や請負債権など売掛債権以外の多様な債権に係る保証サービスの開発や金融法人向けの各種債権保証事業の拡大等により、当社グループにおける事業法人向け売掛債権保証の比率を低下させ、事業の継続性及び安定性の確保に努める方針であります。当社グループの想定通りに当該事業以外の業務が拡大していくとは限りません。

さらに、売掛債権保証事業について、当社グループの保証サービスに対する需要が拡大しない可能性があります。また、当社の提供するサービスが顧客のニーズに合致しない場合や、中長期的に安定した保証サービス提供のため、景気悪化時には、審査基準を厳格化することで信用リスクの受託を抑制することにより、一時的に需要に対する成約率が低下する場合があります。このような場合には、既存顧客の更改率低下や新規顧客が十分に獲得できないことにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 伊藤忠商事(株)グループとの関係について

現在、伊藤忠商事(株)は、当社株式の31.7%を保有するその他の関係会社に該当しておりますが、当社グループの方針・政策決定及び事業展開については、独自の意思決定によって進めております。また、当社グループは、同社グループにおいて事業法人及び金融法人向けに信用リスク受託・流動化事業を営んでいる唯一の企業であるため、同社グループ内での競合関係は生じておりませんが、同社グループが経営方針や営業戦略等を変更した場合、当社グループの事業展開及び業績に何らかの影響を及ぼす可能性があります。

なお、同社グループとの間において、以下のとおり役員の兼任や営業上の取引関係があります。

人的関係について

当連結会計年度末日現在において、以下のとおり同社グループの役職員との兼任状況が継続しておりますが、業務・管理両面から経営体制の強化を図る目的で、広い視野と経験に基づいた経営全般の提言を得ることを目的としているものであります。

当社グループにおける役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役（非常勤）	中村 政樹	伊藤忠商事(株) 保険ビジネス営業部長 伊藤忠オリコ保険サービス(株) 社外取締役

(注) 1 中村政樹氏は平成23年3月31日をもって取締役を辞任いたしました。

(注) 2 平成23年6月23日付で、同社グループから当社グループの取締役に以下の1名が就任いたしました。

当社グループにおける役職	氏名	伊藤忠商事(株)グループにおける役職
取締役（非常勤）	山本 和洋	伊藤忠商事(株) 金融・保険事業部 保険第二事業室長 Cosmos Services (America) Inc. 非常勤取締役

また、当社グループは人材交流及びトレーニーのため、当社グループからの要請に基づき、同社から1名の出向者を受け入れております。

取引関係について

当社グループは、伊藤忠商事(株)や伊藤忠プラスチック(株)等、伊藤忠商事(株)グループとの間に当社グループの事業法人向け保証サービスに係る取引がありますが、いずれのグループ会社との取引も第三者と同様の条件により行われております。なお、当連結会計年度における同社グループに対する売上高は全体の6.2%となっております。

また、営業協力に関する契約を伊藤忠商事(株)、伊藤忠オリコ保険サービス(株)及び伊藤忠キャピタル証券(株)と締結しており、顧客の紹介を受けております。顧客との成約に際して一定の手数料を支払っておりますが、いずれの取引においても第三者と同様の条件により行われております。当該顧客との成約に際して支払う手数料の合計額は、平成22年3月期は23,611千円（伊藤忠商事(株)7,920千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)14,770千円、伊藤忠キャピタル証券(株)920千円）、平成23年3月期は29,221千円（伊藤忠商事(株)6,224千円、伊藤忠オリコ保険サービス(株)15,669千円、伊藤忠キャピタル証券(株)7,327千円）となっております。



さらに、当社グループは伊藤忠商事(株)と共に、クレジット・クリエイション1号合同会社(当社の連結子会社であるクレジット・クリエイション1号匿名組合の営業者)への匿名組合出資を通じて、一部の信用リスクを実質的に引受けております。また、同社のスキームにおいては、伊藤忠商事(株)の子会社である伊藤忠キャピタル証券(株)を介してリスク移転を行っており、保証料を支払っているほか(前連結会計年度:67,704千円、当連結会計年度:83,328千円)、同社は、伊藤忠商事(株)の子会社であるITCインベストメント・パートナーズ(株)と投資一任契約を締結し、アセットマネジメント報酬を支払っております(前連結会計年度:16,800千円、当連結会計年度:16,800千円)。

なお、当社と伊藤忠商事(株)及び同社の子会社との取引については、「第5 経理の状況 連結財務諸表等 関連当事者情報」をご参照ください。

(5) 情報管理について

当社グループは、保証サービス事業を通じて顧客の機密情報並びに企業情報、信用情報を入手する場合があります。当社グループはこれら情報の機密を保持し、セキュリティを確保するために最新のセキュリティソフトの更新や、担当別、役職別の管理システムへのアクセス制限など必要な措置を講じております。しかし、かかる措置にもかかわらずこれら情報が漏洩した場合には、当社グループの社会的信用に影響を与え、業績悪化を招く可能性があります。

(6) 紛争が発生する可能性について

当社グループの展開する保証サービスは、保証対象先の倒産等に伴う債務の支払いリスクを複数の金融機関等に分散し、移転しております。その際、リスク流動化先とリスク移転契約を締結しており、取引上のトラブルの未然防止に努めておりますが、契約書等の不備などにより、取引関係の内容、条件等に疑義が生じたり、これをもとに紛争が生じる可能性があります。

(7) 法的規制について

当社グループの業務内容である売上債権の保証は、「保険業法」上の「保険保証業務」に該当しないため、同法の規制を受けていないものと判断しております。また、「債権管理回収業に関する特別措置法」上の「債権管理回収業」及び「金融商品取引法」上の「金融商品取引業」にも該当せず、同法の規制対象となっておりません。このように、当社グループの業務は、いわゆる業法上の法的規制の対象となっていないため、当社グループはこれらの法令に基づく関係監督庁への届出、許認可の取得等を行っておりません。

ただし、今後、当社業務について新たな法的規制の制定、外部環境の変化等に伴う現行法の解釈の変化、または、他社が提供している業務に係る規制緩和等が生じた場合には、当社グループのビジネスモデルの変更、競合の激化等により、当社グループの業績は影響を受ける可能性があります。

(8) 東日本大震災について

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災による当社グループへの直接的な損害は軽微であり、また、震災の被災地域に該当し、保証履行の可能性を有する保証対象先については当社グループの見積もりに基づき引当を行っております。

しかしながら、当震災ならびに付随して発生した原子力発電所事故による影響は、長期かつ広範囲にわたることも想定され、今後、これらの影響により当社グループが保証対象としている売掛債権の減少による売上減や保証履行の増加等、事業活動に対して予測不能な影響が発生する可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 財政状態

#### 資産の部

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ14.7%増加し、5,561,270千円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ18.0%増加し、4,778,884千円となりました。これは、現金及び預金が602,968千円増加したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ2.0%減少し、782,385千円となりました。これは、無形固定資産が39,615千円減少したことなどによります。

#### 負債の部

負債合計は、前連結会計年度末に比べ14.7%増加し、2,449,249千円となりました。

流動負債は、前連結会計年度末に比べ14.5%増加し、2,385,678千円となりました。これは、保証履行引当金が146,946千円増加したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べ23.0%増加し、63,571千円となりました。これは、役員退職慰労引当金が13,181千円増加したことなどによります。

#### 純資産の部

純資産合計は、前連結会計年度末に比べ14.7%増加し、3,112,020千円となりました。これは、利益剰余金が368,394千円増加したことなどによります。

### (2) 経営成績

#### 売上高、売上総利益

当連結会計年度は、堅調な問合せ件数の推移に伴う契約件数の増加、大企業からの契約の受注、顧客からの追加の保証依頼の増加等により、売上高は3,291,314千円となり、売上総利益は1,842,322千円となりました。

#### 販売費及び一般管理費、営業利益

販売費及び一般管理費は、事業の拡大に伴う人員の増加から人件費が増加したこと等により1,110,235千円となりました。

上記の結果、営業利益は732,086千円となりました。

#### 営業外損益、経常利益

営業外収益は主に受取利息であります。当該受取利息を12,508千円計上した結果、営業外収益は12,514千円となりました。営業外費用は215千円でありました。

上記の結果、経常利益は744,385千円となりました。

#### 当期純利益

上記の結果、当連結会計年度の当期純利益は429,000千円となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ352,968千円増加し、2,193,382千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

#### 〔営業活動によるキャッシュ・フロー〕

営業活動の結果増加した資金は694,977千円（前連結会計年度比44.5%増加）となりました。主な増加要因は、税金等調整前当期純利益743,037千円、保証履行引当金の増加額146,946千円であります。一方、主な減少要因は、法人税等の支払額291,714千円等であります。

#### 〔投資活動によるキャッシュ・フロー〕

投資活動の結果減少した資金は280,748千円（前連結会計年度比70.4%減少）となりました。主な減少要因は、定期預金の増加額250,000千円等であります。

#### 〔財務活動によるキャッシュ・フロー〕

財務活動の結果減少した資金は61,260千円（前連結会計年度は94,165千円の増加）となりました。主な減少要因は配当金の支払額60,023千円等であります。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は46,063千円であります。その主な内訳は、本社移転に伴う建物附属設備取得による支出29,585千円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

平成23年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物	工具、器具 及び備品	リース 資産	ソフト ウェア	敷金及び 保証金		合計
本社 (東京都渋谷区)	信用保証 事業	統括業務施設	20,553	17,698	4,726	156,552	49,506	249,035	71
大阪支店 (大阪市中央区)	信用保証 事業	営業施設	1,872	777	-	-	4,568	7,219	9
九州支店 (福岡市博多区)	信用保証 事業	営業施設	1,383	1,125	-	-	4,693	7,202	4
名古屋支店 (名古屋市中区)	信用保証 事業	営業施設	2,627	498	-	-	9,183	12,309	4

(注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

3 リース契約による重要な賃借設備はありません。

##### (2) 国内子会社

平成23年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物	工具、器具 及び備品	ソフト ウェア	敷金及び 保証金	合計	
クレジット・ クリエイショ ン1号匿名組 合	- (東京都 千代田区)	信用保証 事業	-	-	-	-	-	-	-
クレジット・ インベストメ ント1号匿名 組合	- (東京都 中央区)	信用保証 事業	-	-	-	-	-	-	-

##### (3) 在外子会社

当社は在外子会社を有していないため、該当事項はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

## 1【株式等の状況】

## (1)【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株) (注)
普通株式	39,200
計	39,200

(注) 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で株式の分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は7,800,800株増加し、7,840,000株となっております。

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成23年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年6月24日) (注)1	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	20,202	4,040,400	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株式数を定めておりません。 (注)2
計	20,202	4,040,400	-	-

(注)1 . 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で株式の分割が行われ、提出日現在の発行済株式数は4,020,198株増加し、4,040,400株となっております。

2 . 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

平成18年10月31日臨時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	528	528
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	528(注)1、4	105,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180,000(注)2、4	900
新株予約権の行使期間	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180,000 資本組入額 90,000 (注)4	発行価格 900 資本組入額 450
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1 株式の数の調整

本新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未発行の付与株式数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で未行使の付与株式数を調整することができる。

2 払込金額の調整

当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分(新株予約権の行使に伴うものを除く)を行う場合、次の算式によりその時点における払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式を控除した数をいうものとする。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込金額又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$

さらに、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする場合には、当社はその条件等を勘案の上、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

定年により、従業員が退職する場合

任期中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) 1年間に権利行使できる新株予約権の個数は、以下のとおりとする。ただし、1年間に行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/2(役員は1/3)を上限とする。なお、所定の割当個数が10個以下であるときはこの限りでない。

(役員)

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成23年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成23年11月1日から平成26年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(従業員)

平成20年11月1日から平成21年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成21年11月1日から平成22年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数の1/3を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

平成22年11月1日から平成25年10月31日まで

上記期間において権利行使できる新株予約権の個数は、当初割当個数を上限とする。ただし、新株予約権の行使個数に1個未満の端数が生じる場合には、これを繰り上げるものとする。

(4) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	190	190
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190(注)1、5	38,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2、5	930
新株予約権の行使期間	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000 (注)5	発行価格 930 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込金額又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数 又は 処分する自己株式数}}}{\text{調整前払込金額}}$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。



## 平成19年9月25日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1、5	6,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,000(注)2、5	930
新株予約権の行使期間	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,000 資本組入額 93,000 (注)5	発行価格 930 資本組入額 465
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとし、金銭による調整は行わないものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額 = 調整前払込金額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は1株当たり払込金額又は処分する自己株式数} \times \text{1株当たり処分金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数 又は 処分する自己株式数}}}{\text{調整前払込金額}}$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

上記のほか、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で払込金額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

- (1) 新株予約権の割当を受けた当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役又は監査役を退任する場合

取締役又は監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

定年により、従業員が退職する場合

任期中で、取締役を退任した場合

従業員が会社都合により退職した場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない、ただし、相続は除く。

(3) その他条件は、当社取締役会決議に基づき当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### 4 組織再編行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の金額

組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記(2)にしたがって決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。

(6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。

5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成20年10月16日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1、5	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	136,353(注)2、5	682
新株予約権の行使期間	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 136,353 資本組入額 68,177 (注)5	発行価格 682 資本組入額 341
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は行使価額又は処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員としての地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成22年3月30日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1、5	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	275,869(注)2、5	1,380
新株予約権の行使期間	平成25年4月15日～ 平成30年4月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 275,869 資本組入額 137,935 (注)5	発行価格 1,380 資本組入額 690
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 ×  $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は行使価額又は処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数 又は 処分する自己株式数}}$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

## 平成23年1月28日開催の取締役会決議

	事業年度末現在 (平成23年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	200
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 当社は単元株式数を定めておりません。	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200(注)1、5	40,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	260,000(注)2、5	1,300
新株予約権の行使期間	平成25年2月14日～ 平成33年2月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 260,000 資本組入額 130,000 (注)5	発行価格 1,300 資本組入額 650
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## (注)1 株式の数の調整

新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株である。

当社が株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ)又は株式併合を行う場合、各割当対象者に割り当てられる新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点において行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、目的である株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、株式の数の調整を行うことができるものとする。

## 2 払込金額の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で普通株式の発行または普通株式の自己株式の処分(新株予約権の行使による場合等一定の場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数又は行使価額又は処分する自己株式数}}{\text{1株当たり処分金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数} \text{ 又は } \text{処分する自己株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社普通株式に係る発行済み株式の総数から当社が保有する普通株式の自己株式の数を除くものとする。

また、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合等行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、行使価額の調整を行うことができるものとする。

## 3 権利行使の条件等

(1) 新株予約権の割当を受けた当社取締役が権利行使時に当社および当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していること。

ただし、次の場合はこの限りではない。

任期満了により、取締役または監査役を退任する場合

取締役または監査役を解任された場合(ただし、当社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨退職の制裁を受けた場合を除く)

任期途中で、取締役を退任した場合

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。ただし、相続を除く。

(3) その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

## 4 組織再編成行為時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記株式の数に準じて決定する。
  - (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
組織再編行為の条件等を勘案の上、調整される行使金額に上記に従って決定される株式の数を乗じて得られる金額とする。
  - (4) 新株予約権を行使することができる期間  
残存新株予約権の権利行使期間と同じとする。
  - (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
各新株予約権を譲渡するときは、再編対象会社の承認を要するものとする。
  - (6) その他の条件については、残存新株予約権の条件に準じて決定する。
- 5 平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日付で1株を200株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成19年3月7日 (注)1	1,000	20,200	118,575	1,048,575	118,575	458,575
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日 (注)2	2	20,202	180	1,048,755	180	458,755

(注)1 有償一般募集（ブックビルディング方式）

発行価格 255,000円 引受価額 237,150円

発行価額 187,000円 資本組入額 118,575円

(注)2 新株予約権の行使による増加であります。

(注)3 平成23年4月1日付をもって1株を200株に株式分割し、発行済株式総数が4,020,198株増加しております。



## (6) 【所有者別状況】

平成23年3月31日現在

区分	株式の状況								単元未満株式 の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数(名)	-	11	4	13	5	1	678	712	-
所有株式数 (株)	-	6,120	460	9,534	475	1	3,612	20,202	-
所有株式数の 割合(%)	-	30.3	2.3	47.2	2.3	0.0	17.9	100.0	-

## (7) 【大株主の状況】

平成23年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2-5-1	6,398	31.7
株式会社帝国データバンク	東京都港区南青山2-5-20	1,794	8.9
日本スタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,689	8.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	1,200	5.9
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	866	4.3
あいおいニッセイ同和損害保険株式 会社	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	800	4.0
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	784	3.9
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞ヶ関3-7-3	670	3.3
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2-27-2	500	2.5
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	430	2.1
計	-	15,131	74.9

(注) 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 1,689株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 866株

## ( 8 ) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成23年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,202	20,202	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	20,202	-	-
総株主の議決権	-	20,202	-

## 【自己株式等】

平成23年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

## (9)【ストックオプション制度の内容】

当該制度は以下のとおりです。

平成18年10月31日の臨時株主総会決議

当社はストックオプション制度を採用しております。会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成18年10月31日開催の臨時株主総会 及び平成18年10月31日開催の取締役会
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 30
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対し、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成19年6月29日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき以下の要領により、当社従業員及び当社子会社の取締役、監査役、従業員に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

決議年月日	平成19年6月29日開催の定時株主総会決議 及び平成19年9月25日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

平成20年6月24日開催の定時株主総会決議

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき以下の要領により、取締役(社外取締役を除く)に対しストックオプションとして新株予約権を無償で発行することにつき決議されたものであります。

イ 平成20年10月16日開催の取締役会決議

決議年月日	平成20年6月24日開催の定時株主総会決議 及び平成20年10月16日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

## □ 平成22年3月30日開催の取締役会決議

決議年月日	平成20年6月24日開催の定時株主総会決議 及び平成22年3月30日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

## 八 平成23年1月28日開催の取締役会決議

決議年月日	平成20年6月24日開催の定時株主総会決議 及び平成23年1月28日開催の取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4(社外取締役を除く)
新株予約権の目的となる株式の種類	「第4提出会社の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」 に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上
新株予約権の取得条項に関する事項	同上

## 2【自己株式の取得等の状況】

## 【株式の種類等】

該当事項はありません。

## (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

### 3【配当政策】

当社は、期末配当のほか、毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款で定めております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

配当回数につきましては、年一回、期末の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識した上で、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、企業業績に応じた配当政策を実施することを基本方針としております。また、内部留保金につきましては、新規事業の開始や、今後の海外展開等、効果的に投資してまいります。

なお、当事業年度の剰余金の配当につきましては、将来の事業展開を勘案し、引き続き内部留保を拡充いたしますが、同時に安定した利益還元を目的として1株当たり4,000円の期末配当を実施することを決定いたしました。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円) (注)
平成23年6月23日 定時株主総会決議	80,808	4,000

(注)平成23年1月28日開催の取締役会決議により、平成23年4月1日を効力発生日とする1株につき200株の割合による株式分割を行っており、分割後に置き直した1株当たり配当額は20円となります。

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次 決算年月	第7期 平成19年3月	第8期 平成20年3月	第9期 平成21年3月	第10期 平成22年3月	第11期 平成23年3月
最高(円)	530,000	589,000	292,000	328,000	310,000 1,017
最低(円)	372,000	101,000	84,000	130,100	175,000 930

(注)1 最高・最低株価は、平成22年4月1日より大阪証券取引所JASDAQにおけるものであり、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。それ以前はジャスダック証券取引所におけるものであります。

(注)2 印は、株式分割(平成23年4月1日:1株 200株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年10月	11月	12月	平成23年1月	2月	3月
最高(円)	200,100	217,900	216,100	250,000	310,000	297,000 1,017
最低(円)	187,000	191,000	202,800	203,100	239,000	175,000 930

(注)1 最高・最低株価は、平成22年10月12日より大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであり、それ以前は大阪証券取引所JASDAQにおけるものであります。

(注)2 印は、株式分割(平成23年4月1日:1株 200株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

## 5【役員 の 状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	-	江藤 公則	昭和50年1月10日	平成10年4月 平成12年9月 平成15年5月 平成16年6月 平成17年4月 平成18年11月	伊藤忠商事株式会社入社 当社出向 当社ゼネラル・マネージャー 兼営業統括部長 当社経営企画室長兼営業部長 当社取締役 当社代表取締役社長 当社に転籍 当社代表取締役社長 (現任)	(注) 3	227
常務取締役	執行役員 営業部管掌 兼営業部長	加藤 和彦	昭和27年1月17日	昭和49年4月 昭和52年10月 平成9年10月 平成12年4月 平成13年4月 平成14年4月 平成15年4月 平成18年4月 平成18年10月 平成18年11月 平成19年4月 平成20年4月 平成21年4月 平成21年7月 平成22年1月 平成22年6月	安宅産業株式会社入社 伊藤忠商事株式会社入社 同社保険総合営業部第三課長 同社大阪保険部部長代行 伊藤忠保険サービス株式会社大阪支店長 代行 同社大阪支店長 伊藤忠商事株式会社保険営業開発部 名古屋保険課長 当社出向 当社営業部長 当社取締役 当社に転籍 当社取締役兼営業部長 当社取締役営業管掌兼事業法人営業部長 当社取締役営業管掌兼営業部長 当社取締役営業(営業一部・営業二部・西日本営業部)管掌兼営業一部長 当社取締役執行役員営業(営業一部・営業二部・西日本営業部)管掌兼営業一部長 当社取締役執行役員営業(営業部)管掌兼営業部長 当社常務取締役執行役員営業部管掌兼営業部長(現任)	(注) 3	42
取締役	執行役員 経営管理部 管掌 兼経営管理 部長	唐津 秀夫	昭和30年10月12日	昭和53年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成14年4月 平成15年10月 平成18年4月 平成19年6月 平成21年6月 平成22年4月 平成22年5月 平成22年6月	株式会社三井銀行入行 株式会社さくら銀行大口支店長 株式会社さくら総合研究所企画部長 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 同行お客さまサービス部長 ジャパン・ペンション・ナビゲーター 株式会社代表取締役社長 当社社外取締役就任 当社社外取締役退任 当社入社 当社経営管理部長 当社取締役執行役員経営管理部管掌兼経営管理部長(現任)	(注) 3	4

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	執行役員 業務企画部 管掌	永井 讓次	昭和25年4月15日	昭和48年4月 株式会社埼玉銀行入行 昭和61年2月 埼玉ファイナンス・スイス株式会社出向 平成3年4月 株式会社あさひ銀行熊谷西支店長 平成6年4月 スイスあさひ銀行株式会社出向 平成9年4月 あさひ証券株式会社出向 平成11年4月 昭栄保険サービス株式会社出向 平成14年5月 昭栄保険サービス株式会社転籍 平成15年9月 日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社 入社 平成17年9月 株式会社アスク入社 平成17年12月 同社監査役 平成20年3月 当社入社 平成20年4月 当社内部監査室長 平成23年6月 当社取締役執行役員業務企画部管掌(現任)	(注)3	-
取締役	-	永沢 良一	昭和17年1月1日	昭和42年10月 株式会社伊藤ヨーカ堂入社 昭和43年10月 株式会社帝国データバンク入社 昭和57年10月 同社神戸支店次長 昭和62年8月 同社神戸支店長 平成2年3月 同社調査第5部長 平成3年10月 同社総務部長 平成6年11月 同社営業部長 平成7年10月 同社調査第2部長 平成13年4月 同社取締役管理本部長 平成21年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
取締役	-	山本 和洋	昭和43年10月16日	平成3年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年2月 Siam Cosmos Services Co.,Ltd.出向 平成13年5月 伊藤忠保険サービス株式会社出向 平成16年4月 Cosmos Services Co.,Ltd.出向 平成16年7月 Cosmos Services Co.,Ltd.Direcor 平成19年7月 Cosmos Services Co.,Ltd. 平成20年6月 Cosmos Services Co.,Ltd.Managing Director 平成23年5月 伊藤忠商事株式会社金融・保険事業部保 険第二事業室長(現任) 平成23年6月 当社社外取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	-	松本 清	昭和20年2月10日	昭和42年4月 伊藤忠商事株式会社入社 平成9年4月 同社保険部門 部門長代行兼保険総合 営 業部長 平成9年10月 伊藤忠保険サービス株式会社出向 同社 代表取締役社長 平成13年4月 当社出向 平成13年6月 当社常勤監査役 平成14年4月 Q B E 保険会社日本支社 特定法人営業 部長 平成15年6月 伊藤忠インシュアランス・ブローカーズ 株式会社取締役 平成17年4月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	14



役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	榎 廣美	昭和22年3月8日	昭和45年4月 大和証券株式会社入社 平成8年6月 同社運用企画部長 平成9年5月 ユニバーサル証券株式会社出向 参与債券部担当 平成11年6月 同社取締役人事部長 平成12年4月 つばさ証券株式会社 執行役員人事部長 平成14年6月 UFJつばさ証券株式会社 常務執行役員人事部長担当 平成15年3月 同社常務執行役員営業本部長 平成15年6月 同社取締役専務執行役員営業本部長 平成17年10月 三菱UFJ証券株式会社 取締役専務執行役員 平成18年7月 同社顧問 平成19年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
監査役	-	山岡 信一郎	昭和44年7月21日	平成6年10月 監査法人トーマツ入所 平成11年3月 公認会計士登録 平成19年10月 株式会社ヴェリタス・アカウンティング 設立 同社代表取締役社長(現任) 山岡法律会計事務所設立 パートナー (現任) 表参道公認会計士共同事務所 パート ナー 平成22年6月 当社社外監査役(現任)	(注)4	-
計						287

- (注) 1 取締役永沢良一及び山本和洋は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2 監査役榎廣美及び山岡信一郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3 取締役江藤公則、加藤和彦、唐津秀夫、永井譲次、永沢良一、山本和洋の任期は、平成23年3月期に係る定時株主  
 総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。  
 4 監査役の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結  
 の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は監査役設置会社であります。株主、取引先、従業員というステークホルダーに対して十分な情報提供が適切なタイミングでなされることは、経営の透明性を増し、調達コストの低下やサービスレベルの維持及び迅速な経営活動を通じて、様々な企業活動分野におけるパフォーマンスの向上に寄与するものと考えております。また経営者自身が積極的に情報公開を行い、充実した監査制度のもとで自立的な規律付けを実施することは自らの企業価値の維持・向上を効率的に実現するうえで非常に重要であると考えております。

こうした観点から、経営に対する監視・監督機能の強化を通じて株主の信認確保を図るべく、社外取締役及び社外監査役を選任しております。社外取締役による外部からの意見及び客観的な立場での経営に対する助言を頂く一方、独立性の高い社外監査役を含む監査役3名が経営を監視することで、経営の健全性と透明性を高めるガバナンス体制を維持しております。また、今後も適切な情報開示体制の維持、経営の効率化及び規律維持に努めることを通じて株主を含めた全てのステークホルダーから信頼され得る企業経営を目指します。

#### 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等（提出日現在）

##### ( ) 取締役会

取締役会は6名（うち、社外取締役2名）で構成され、毎月1回の定例取締役会では当社の重要な業務執行について意思決定を行っております。また、緊急案件については、より迅速な経営判断を行うために臨時取締役会を随時開催することとしております。

また、取締役会には営業部門及び管理部門を管掌する常勤役員のほか、外部の視点から経営への監督機能強化の目的で社外取締役を招聘しております。

##### ( ) 監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名と社外監査役2名の合計3名で構成されており、このうち社外監査役山岡信一郎氏は公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有する社外監査役であります。

監査役会は、監査計画書に従い、取締役会をはじめとする重要な会議への出席、取締役等からの営業報告の聴取、重要な決議書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行に対して監査を実施しております。また、業務遂行状況の監査はもちろんのこと、代表取締役と定期的に懇談の場を設けて意見交換を行うとともに、必要に応じて各部門の責任者へのヒアリングを適時行い、経営状況の監視に努めております。

##### ( ) 経営会議

経営会議は代表取締役の諮問により、経営に関する重要事項を審議及び検討し、協議した結果を踏まえ、代表取締役が決定することを目的として、原則として毎週1回開催しております。構成員は、代表取締役、常勤取締役とし、取締役会付議事項及び業務執行に関する事項について意思決定を行っておりますが、常勤監査役及び内部監査室長も出席メンバーに加え、意見を述べることで牽制を図っております。

##### ( ) 幹部会議及び合同会議

当社は社長以下常勤取締役と部長・支店長、及び課長以上が出席する幹部会議を毎週開催し、経営の諸問題に係る具体的な対応策につき審議を行っております。また従業員の経営への関与度を高め透明性のある経営を実現するため、原則として常勤取締役、常勤監査役、本全従業員が参加する合同会議を毎月月初に定例で開催し、会社の経営方針及びコンプライアンス等に関する事項につき直接従業員との情報共有に努めております。

##### ( ) 法律顧問

当社は法律事務所の弁護士と顧問契約を締結しており、法律問題全般に関わる助言及び指導を受ける体制を整え、事業展開に際しては法律顧問より意見の取得を行っております。

## 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況

## ( ) 内部監査

当社は常設の組織として内部監査室を設置し、2名の内部監査室員を配置しております。内部監査室は、社長の指揮の下、内部統制・管理の有効性を観点とした内部統制業務を行っております。内部監査室、監査役会及び監査法人とは相互に連携をとりながら効果的な監査の実施を行えるよう監査の方針、監査計画及び進捗状況の確認を行い、意見の交換及び指摘事項の共有化、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

## ( ) 監査役監査

当社では、監査役監査の強化の観点から監査役会を毎月1回の開催とし、迅速かつ厳正な監査に努めることとしております。また、所定の監査計画に基づく業務監査及び会計監査の他に、会計監査人や内部監査室との情報交換を積極的に行い、監査の実効性を高めるよう努めております。

## ( ) 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。当社と会計監査人は、期中においても適宜会計処理等について意見交換をしており、必要の都度、情報の交換を行い相互の連携を高めております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

公認会計士の氏名等		
指定有限責任社員	業務執行社員	勝又 三郎
指定有限責任社員	業務執行社員	服部 一利

また、当社の会計監査業務に係わる監査補助者は、会計士補等5名、その他2名であります。

## ( ) 内部統制部門と監査役監査、内部監査、会計監査との連携

監査役と会計監査人及び内部監査室は、随時連携をとって監査を実施しており、業務執行に関しての問題点を発見した場合はお互いに連携を密にし、問題の解決にあっております。また、監査役は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受けるなど緊密な連携をとっております。

監査役、内部監査室及び会計監査人は、内部統制の監査及び評価の実施に際して、内部統制部門に対して、業務の内容並びに業務のリスク及びそれに対する統制活動等に関して説明や資料を求めるとともに、内部統制部門は、監査役、会計監査人及び内部監査室による指摘等を踏まえ、内部統制の整備及び運用に関して継続的に改善活動を実施しております。

## 社外取締役及び社外監査役との関係

当社は、社外取締役2名、及び社外監査役2名を選任しております。社外取締役は、毎月の定例取締役会および必要に応じて開催する臨時取締役会に出席し、経営に対する監視・助言等を行っております。また、社外監査役は監査役会等にて、社内情報の収集に努めるとともに取締役会に出席し、独立性・実効性の高い監査を行っております。加えて、社外監査役を含む監査役会は内部監査室及び会計監査人と、相互に連携を取りながら効果的かつ効率的な監査の実施を図るため、情報共有及び意見交換を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役は、内部統制部門を管掌する取締役より、取締役会にて必要な情報の提供や説明を受けております。

社外取締役である山本和洋は大株主である伊藤忠商事㈱から招聘した役員であります。山本和洋は海外における保険事業の統括経験を有し、保険部門においての知識も有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映することを目的に招聘いたしました。伊藤忠商事㈱及び同社グループと当社との関係は「第2 事業の状況 4 事業等のリスク (4) 伊藤忠商事㈱グループとの関係について」に記載したとおりであります。

その他の社外取締役及び社外監査役個人と当社との間には、人的、資金的及びその他利害関係はありません。

## リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、経営管理部を主管部署とし、監査役会と連携をとりながら、取締役及び経営幹部間において各種リスクを共有し、各部署に対して社長よりリスク管理について周知徹底を図っております。また、定期的な内部監査の実施により、法令遵守及びリスク管理における問題の有無を検証するとともに、内部情報提供制度規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に取り組んでおります。

役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	94,085	59,599	22,104	-	12,381	4
監査役 (社外監査役を除く。)	7,199	6,399	-	-	799	1
社外役員	8,149	8,149	-	-	-	5

ロ 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額の決定に関する方針

役員報酬制度は役員任期と合わせ単年度の全社業績に対する業績連動型報酬制度であり、個々の取締役の担当職務の成果も考慮して増減調整する制度であります。

取締役の経営判断の結果である企業収益に依存する報酬制度を導入することで、取締役に妥当な経営判断への誘引を与え、同時に報酬減少のリスクを負担させることにより特定株主の利益ではなく、業績という全株主利益の実現を通じた株主価値向上への動機付けを実現したと考えております。

ストックオプションの付与については、各取締役の職責に応じ、協議して割当数量を決定しております。

株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式のうち、当事業年度における貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

自己株式取得の決定機関

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款で定めております。

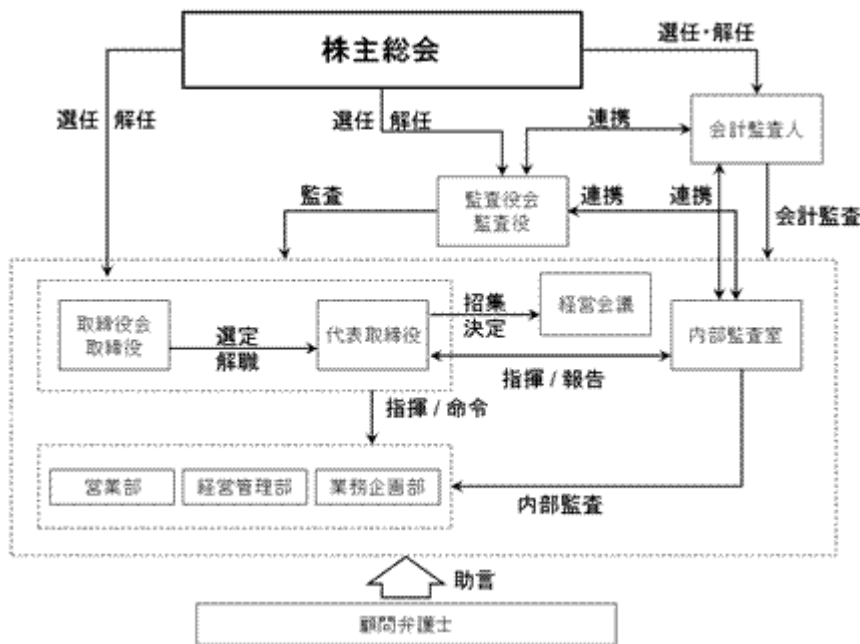
中間配当

当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる旨を定款に定めております。

当社の業務執行・経営の監視の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。  
 （平成23年6月24日現在）



## (2) 【監査報酬の内容等】

## 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	13,000	-	15,500	-
連結子会社	-	-	-	-
計	13,000	-	15,500	-

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

## 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

## 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

## 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）並びに当連結会計年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、以下のとおり連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。

会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 3,690,413	1 4,293,382
売掛金	17,450	18,345
前払費用	2 282,777	2 352,250
繰延税金資産	49,311	96,897
未収入金	7,568	4,663
その他	3,535	13,344
流動資産合計	4,051,057	4,778,884
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	40,546	41,424
減価償却累計額	18,378	14,987
建物及び構築物（純額）	22,168	26,437
工具、器具及び備品	35,363	49,693
減価償却累計額	23,186	29,593
工具、器具及び備品（純額）	12,176	20,100
リース資産	7,391	7,391
減価償却累計額	1,433	2,665
リース資産（純額）	5,958	4,726
有形固定資産合計	40,303	51,263
無形固定資産		
ソフトウェア	196,167	156,552
無形固定資産合計	196,167	156,552
投資その他の資産		
投資有価証券	494,865	496,592
長期前払費用	271	155
敷金及び保証金	67,093	67,951
繰延税金資産	-	9,214
保険積立金	-	656
投資その他の資産合計	562,230	574,570
固定資産合計	798,700	782,385
資産合計	4,849,758	5,561,270



	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	70,834	24,184
リース債務	1,236	1,282
未払法人税等	159,102	229,562
保証履行引当金	29,946	176,892
賞与引当金	40,322	62,611
前受金	3 1,707,965	3 1,795,661
その他	74,856	95,482
流動負債合計	2,084,265	2,385,678
固定負債		
リース債務	5,186	3,903
役員退職慰労引当金	46,486	59,667
固定負債合計	51,672	63,571
負債合計	2,135,938	2,449,249
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,048,755
資本剰余金	458,755	458,755
利益剰余金	664,891	1,033,286
株主資本合計	2,172,401	2,540,796
新株予約権	29,453	51,558
少数株主持分	511,964	519,665
純資産合計	2,713,819	3,112,020
負債純資産合計	4,849,758	5,561,270

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	3,156,996	3,291,314
売上原価	1,609,671	1,448,992
売上総利益	1,547,324	1,842,322
販売費及び一般管理費	<sup>1</sup> 943,452	<sup>1</sup> 1,110,235
営業利益	603,872	732,086
営業外収益		
受取利息	12,111	12,508
賃貸契約解約に伴う受取精算金	3,392	-
その他	190	6
営業外収益合計	15,694	12,514
営業外費用		
支払利息	259	215
営業外費用合計	259	215
経常利益	619,306	744,385
特別損失		
固定資産除却損	-	<sup>2</sup> 305
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,042
特別損失合計	-	1,348
税金等調整前当期純利益	619,306	743,037
法人税、住民税及び事業税	279,032	363,136
法人税等調整額	6,112	59,268
法人税等合計	272,919	303,867
少数株主損益調整前当期純利益	-	439,169
少数株主利益	4,038	10,168
当期純利益	342,348	429,000

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	-	439,169
包括利益	-	439,169
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	-	429,000
少数株主に係る包括利益	-	10,168

## 【連結株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,048,575	1,048,755
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	180	-
当期変動額合計	180	-
当期末残高	1,048,755	1,048,755
<b>資本剰余金</b>		
前期末残高	458,575	458,755
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	180	-
当期変動額合計	180	-
当期末残高	458,755	458,755
<b>利益剰余金</b>		
前期末残高	352,842	664,891
当期変動額		
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	342,348	429,000
当期変動額合計	312,048	368,394
当期末残高	664,891	1,033,286
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	1,859,992	2,172,401
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360	-
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	342,348	429,000
当期変動額合計	312,408	368,394
当期末残高	2,172,401	2,540,796
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	18,150	29,453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,303	22,104
当期変動額合計	11,303	22,104
当期末残高	29,453	51,558
<b>少数株主持分</b>		
前期末残高	382,926	511,964
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	129,038	7,701
当期変動額合計	129,038	7,701
当期末残高	511,964	519,665

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
純資産合計		
前期末残高	2,261,069	2,713,819
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360	-
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	342,348	429,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	140,341	29,806
当期変動額合計	452,750	398,200
当期末残高	2,713,819	3,112,020

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	619,306	743,037
減価償却費	15,394	61,335
株式報酬費用	11,303	22,104
保証履行引当金の増減額（ は減少）	24,919	146,946
賞与引当金の増減額（ は減少）	8,960	22,289
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	12,304	13,181
受取利息	12,111	12,508
固定資産除却損	-	305
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,042
売上債権の増減額（ は増加）	9,028	895
仕入債務の増減額（ は減少）	5,537	46,650
前払費用の増減額（ は増加）	7,873	69,472
未収入金の増減額（ は増加）	76,378	2,905
前受金の増減額（ は減少）	57,144	87,695
その他	6,012	3,528
小計	767,229	974,846
利息の受取額	10,159	12,011
利息の支払額	259	165
法人税等の支払額	296,032	291,714
営業活動によるキャッシュ・フロー	481,097	694,977
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の増減額（ は増加）	750,000	250,000
有形固定資産の取得による支出	8,559	39,329
有形固定資産の売却による収入	-	14,898
無形固定資産の取得による支出	187,995	1,938
敷金の差入による支出	2,922	6,609
敷金の回収による収入	-	2,887
保険積立金の積立による支出	-	656
投資活動によるキャッシュ・フロー	949,476	280,748
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
少数株主からの出資受入による収入	125,000	-
リース債務の返済による支出	1,192	1,236
ストックオプションの行使による収入	360	-
配当金の支払額	30,002	60,023
財務活動によるキャッシュ・フロー	94,165	61,260
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	374,213	352,968
現金及び現金同等物の期首残高	2,214,627	1,840,413
現金及び現金同等物の期末残高	1,840,413	2,193,382

## 【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社名 クレジット・クリエイション1号匿名組合 クレジット・インベストメント1号匿名組合 当連結会計年度においてクレジット・インベストメント1号匿名組合に出資し、当該匿名組合を連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 該当事項はありません。</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 該当事項はありません。</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社クレジット・クリエイション1号匿名組合の決算日は、5月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。 連結子会社クレジット・インベストメント1号匿名組合の決算日は、7月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) リース資産以外の固定資産 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具、器具及び備品 4～5年 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>1 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社の数 2社 連結子会社名 クレジット・クリエイション1号匿名組合 クレジット・インベストメント1号匿名組合</p> <p>(2) 非連結子会社の名称等 同左</p> <p>2 持分法の適用に関する事項 同左</p> <p>3 連結子会社の事業年度等に関する事項 同左</p> <p>4 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 (イ) リース資産以外の固定資産 有形固定資産 同左  無形固定資産 同左</p>

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<p>(ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前のものについては、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 保証履行引当金 保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(4) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。</p> <p>5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項 連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。</p> <p>6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	<p>(ロ) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 保証履行引当金 同左  賞与引当金 同左  役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p> <p>(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>



## 【連結財務諸表のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当連結会計年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	(連結損益計算書) 当連結会計年度より、「連結財務諸表に関する会計基準」 (企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づき、「財務 諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を 改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号) を適用し、「少数株主損益調整前当期純利益」の科目で表 示しております。

## 【追加情報】

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	当連結会計年度より、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用しております。

## 【注記事項】

## (連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
<p>1 担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 100,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>	<p>1 担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 100,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>
<p>2 前払費用</p> <p>主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	同左
<p>3 前受金</p> <p>当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	同左
<p>4 偶発債務</p> <p>保証債務 99,864,690千円</p> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。</p> <p>なお、これに係る保証債務のうち91,727,890千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	<p>4 偶発債務</p> <p>保証債務 136,922,400千円</p> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。</p> <p>なお、これに係る保証債務のうち127,119,108千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>

## (連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与及び手当 349,275千円</p> <p>賞与引当金繰入額 40,322千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 12,304千円</p>	<p>1 販売費及び一般管理費の主なもの</p> <p>給与及び手当 365,832千円</p> <p>賞与引当金繰入額 62,273千円</p> <p>役員退職慰労引当金繰入額 13,181千円</p>
	<p>2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 305千円</p>

## (連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当連結会計年度の直前連結会計年度における包括利益

親会社株主に係る包括利益 342,348千円

少数株主に係る包括利益 4,038千円

計

346,386千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	20,200	2	-	20,202

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使による新株発行による増加 2株

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	29,453
	合計	-	-	-	-	-	29,453

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,300	1,500	平成21年3月31日	平成21年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月22日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	60,606	3,000	平成22年3月31日	平成22年6月23日

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	20,202	-	-	20,202

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	51,558
合計		-	-	-	-	-	51,558

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年 6月22日 定時株主総会	普通株式	60,606	3,000	平成22年 3月31日	平成22年 6月23日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成23年 6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	80,808	4,000	平成23年 3月31日	平成23年 6月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	
現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年 3月31日現在)		現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年 3月31日現在)	
現金及び預金	3,690,413千円	現金及び預金	4,293,382千円
預入期間 3 か月超の定期預金	1,850,000千円	預入期間 3 か月超の定期預金	2,100,000千円
現金及び現金同等物	1,840,413千円	現金及び現金同等物	2,193,382千円

## (リース取引関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>本社及び各支店における什器・備品であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)(ロ)」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>2,361</td> <td>718</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,080</td> <td>2,361</td> <td>718</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>654千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>111千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>766千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>670千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>616千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>37千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,080	2,361	718	合計	3,080	2,361	718	1年内	654千円	1年超	111千円	合計	766千円	支払リース料	670千円	減価償却費相当額	616千円	支払利息相当額	37千円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4(2)(ロ)」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>2,977</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,080</td> <td>2,977</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>111千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>111千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>670千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>616千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p>同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,080	2,977	102	合計	3,080	2,977	102	1年内	111千円	1年超	-千円	合計	111千円	支払リース料	670千円	減価償却費相当額	616千円	支払利息相当額	15千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
ソフトウェア	3,080	2,361	718																																														
合計	3,080	2,361	718																																														
1年内	654千円																																																
1年超	111千円																																																
合計	766千円																																																
支払リース料	670千円																																																
減価償却費相当額	616千円																																																
支払利息相当額	37千円																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
ソフトウェア	3,080	2,977	102																																														
合計	3,080	2,977	102																																														
1年内	111千円																																																
1年超	-千円																																																
合計	111千円																																																
支払リース料	670千円																																																
減価償却費相当額	616千円																																																
支払利息相当額	15千円																																																

(金融商品関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、発生頻度は極めて低くなっております。投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごと定期日及び残高管理を行っております。満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,690,413	3,690,413	-
(2) 投資有価証券 満期保有目的の債券	494,865	507,850	12,984
資産計	4,185,278	4,198,263	12,984

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点で存在する契約上の保証料と、期末時点で存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当期末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料と近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料として期末時点で1,707,965千円計上されています。



## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	3,690,413	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	-	500,000	-	-
合計	3,609,413	500,000	-	-

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、発生頻度は極めて低くなっておりません。投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。満期保有目的の債券は、国債のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

該当事項はありません。

(5) 信用リスクの集中

該当事項はありません。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成23年 3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,293,382	4,293,382	-
(2) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	496,592	505,900	9,307
資産計	4,789,975	4,799,282	9,307

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点で存在する契約上の保証料と、期末時点で存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当期末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料と近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料として期末時点で1,795,661千円計上されています。

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

## 資産

## (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

## (注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	4,293,382	-	-	-
投資有価証券				
満期保有目的の債券(国債)	-	500,000	-	-
合計	4,293,382	500,000	-	-

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成22年3月31日)

満期保有目的の債券

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債・地方債等	494,865	507,850	12,984
	計	494,865	507,850	12,984

当連結会計年度(平成23年3月31日)

満期保有目的の債券

	区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対 照表計上額を超え るもの	国債・地方債等	496,592	505,900	9,307
	計	496,592	505,900	9,307

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 採用している退職給付制度の概要 当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制 度を採用しております。	1 採用している退職給付制度の概要 当社グループは退職給付制度として確定拠出年金制 度を採用しております。
2 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 4,995千円	2 退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金拠出額 5,582千円

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 11,303千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名	当社取締役 3名	当社従業員 2名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株	普通株式 190株	普通株式 60株	普通株式 200株
付与日	平成18年10月31日	平成19年10月1日	平成19年10月1日	平成20年11月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間(注)3	平成18年10月31日～ 平成23年10月31日	平成19年10月1日～ 平成22年6月29日	平成19年10月1日～ 平成21年6月29日	平成20年11月1日～ 平成23年10月16日
権利行使期間(注)3	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日

(注)1. スtock・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。

## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利確定前				
期首(株)	-	190	60	200
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	-	60	-
未確定残(株)	-	190	-	200
権利確定後				
期首(株)	536	-	-	-
権利確定(株)	-	-	60	-
権利行使(株)	2	-	-	-
失効(株)	6	-	30	-
未行使残(株)	528	-	30	-

## 単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利行使価格(円)	180,000	186,000	186,000	136,353
行使時平均株価(円)	228,500	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	129,556	118,531	73,724

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

## (第2回ストック・オプション)

## (1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

## (2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (役員) 4.5～5年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 1.152%～1.205%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第3回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (従業員) 3.5～4年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (従業員) 0.994%～1.075%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第4回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 87.42%

平成19年3月8日～平成20年10月31日(19ヶ月と24日間)の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から2年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (役員) 4.954年

予想配当 0円/株

平成20年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 連結会計年度末における本源的価値の合計額等

	第1回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日
当連結会計年度末における本源的価値の合計額(千円)	29,092
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	97

(注) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 22,104千円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3名 当社従業員 30名	当社取締役 3名	当社従業員 2名	当社取締役 3名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 695株	普通株式 190株	普通株式 60株	普通株式 200株
付与日	平成18年10月31日	平成19年10月1日	平成19年10月1日	平成20年11月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)2	(注)2
対象勤務期間 (注)3	平成18年10月31日～ 平成23年10月31日	平成19年10月1日～ 平成22年6月29日	平成19年10月1日～ 平成21年6月29日	平成20年11月1日～ 平成23年10月16日
権利行使期間 (注)3	平成20年11月1日～ 平成26年10月31日	平成22年6月30日～ 平成26年6月29日	平成21年6月30日～ 平成25年6月29日	平成23年10月17日～ 平成27年10月16日

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日
付与対象者の区分及び人数 (名)	当社取締役 3名	当社取締役 4名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 200株	普通株式 200株
付与日	平成22年4月15日	平成23年2月14日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間 (注)3	平成22年4月15日～平成 25年4月14日	平成23年2月14日～平成 25年2月13日
権利行使期間 (注)3	平成25年4月15日～平成 30年4月14日	平成25年2月14日～平成 33年2月13日

(注)1. ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

2. 権利行使の条件等

新株予約権の割当を受けた当社取締役及び従業員が権利行使時に当社及び当社の子会社等の取締役、監査役もしくは従業員の地位を有していることを要す。その他の細目について「新株予約権割当契約書」に定めるものとする。

3. 対象勤務期間と権利行使期間との重複期間については、権利が段階的に確定いたします。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

## ストック・オプションの数

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利確定前				
期首(株)	-	190	-	200
付与(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	-	190	-	-
未確定残(株)	-	-	-	200
権利確定後				
期首(株)	528	-	30	-
権利確定(株)	-	190	-	-
権利行使(株)	-	-	-	-
失効(株)	-	-	-	-
未行使残(株)	528	190	30	-

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日
権利確定前		
期首(株)	-	-
付与(株)	200	200
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	200	200
権利確定後		
期首(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
失効(株)	-	-
未行使残(株)	-	-

単価情報

	第1回ストック・オプション	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日	平成19年9月25日	平成19年9月25日	平成20年10月16日
権利行使価格(円)	180,000	186,000	186,000	136,353
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	-	129,556	118,531	73,524

	第5回ストック・オプション	第6回ストック・オプション
決議年月日	平成22年3月30日	平成23年1月28日
権利行使価格(円)	275,869	260,000
行使時平均株価(円)	-	-
付与日における公正な評価単価(円)	136,666	143,903

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

(第2回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (役員) 4.5～5年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 1.152%～1.205%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第3回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 70.08%

平成19年3月8日～平成19年10月1日(6ヶ月と23日間)の株価変動率に、類似会社の6ヶ月と23日間の株価変動率に対する上場後10ヶ月目から平成19年10月1日までの株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (従業員) 3.5～4年

十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。また、1年間に行使できる新株予約権に限りがあることを考慮し、予想残存期間を分けて見積を行っております。

予想配当 0円/株

平成19年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (従業員) 0.994%～1.075%

予想残存期間に対応する国債の利回りを基準といたしました。

(第4回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 87.42%

平成19年3月8日～平成20年10月31日(19ヶ月と24日間)の株価変動率に、類似会社の19ヶ月と24日間の株価変動率に対する付与日から2年間の株価変動率の比を乗じて算定しております。

予想残存期間 (役員) 4.954年

予想配当 0円/株

平成20年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.883%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第5回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 74.42%

平成19年3月8日～平成22年4月15日(37ヶ月と7日間)の株価変動率により算定しております。

予想残存期間 (役員) 5.499年

予想配当 1,500円/株

平成21年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.618%

予想残存期間に対応する国債の利回りがいないため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

(第6回ストック・オプション)

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積方法

株価変動率 68.44%

平成19年3月8日～平成23年2月14日(47ヶ月と6日間)の株価変動率により算定しております。

予想残存期間 (役員) 6年

予想配当 3,000円/株

平成22年3月期の配当実績によっております。

無リスク利率 (役員) 0.742%

予想残存期間に対応する国債の利回りが無いため、予想残存期間に近似する残存期間の分離元本振替国債の付与日における市場利回りを基準といたしました。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 連結会計年度末における本源的価値の合計額等

	第1回ストック・オプション
決議年月日	平成18年10月31日
当連結会計年度末における本源的価値の合計額(千円)	6,864
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	-

(注) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額は、期末日の株価に基づいて算定しております。

## (税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)																																																		
<p>1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">12,558千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">16,407千円</td></tr> <tr><td>保証履行引当金</td><td style="text-align: right;">10,716千円</td></tr> <tr><td>支払手数料否認</td><td style="text-align: right;">1,242千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">8,386千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,311千円</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">18,915千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">18,915千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">18,915千円</td></tr> <tr><td>差引</td><td style="text-align: right;">-千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">49,311千円</td></tr> </table>	未払事業税	12,558千円	賞与引当金	16,407千円	保証履行引当金	10,716千円	支払手数料否認	1,242千円	その他	8,386千円	計	49,311千円	役員退職慰労引当金	18,915千円	計	18,915千円	評価性引当額	18,915千円	差引	-千円	繰延税金資産合計	49,311千円	<p>1. 繰延税金資産負債の発生的主要原因別の内訳</p> <p>流動資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">17,749千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金</td><td style="text-align: right;">25,476千円</td></tr> <tr><td>保証履行引当金</td><td style="text-align: right;">71,977千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">9,236千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">124,439千円</td></tr> </table> <p>流動負債</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>匿名組合分配金</td><td style="text-align: right;">27,542千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,542千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産(流動)純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">96,897千円</td></tr> </table> <p>固定資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>役員退職慰労引当金</td><td style="text-align: right;">24,278千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">5,559千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">29,838千円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">20,624千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産(固定)純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">9,214千円</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">106,111千円</td></tr> </table>	未払事業税	17,749千円	賞与引当金	25,476千円	保証履行引当金	71,977千円	その他	9,236千円	計	124,439千円	匿名組合分配金	27,542千円	計	27,542千円	繰延税金資産(流動)純額	96,897千円	役員退職慰労引当金	24,278千円	その他	5,559千円	計	29,838千円	評価性引当額	20,624千円	繰延税金資産(固定)純額	9,214千円	繰延税金資産合計	106,111千円
未払事業税	12,558千円																																																		
賞与引当金	16,407千円																																																		
保証履行引当金	10,716千円																																																		
支払手数料否認	1,242千円																																																		
その他	8,386千円																																																		
計	49,311千円																																																		
役員退職慰労引当金	18,915千円																																																		
計	18,915千円																																																		
評価性引当額	18,915千円																																																		
差引	-千円																																																		
繰延税金資産合計	49,311千円																																																		
未払事業税	17,749千円																																																		
賞与引当金	25,476千円																																																		
保証履行引当金	71,977千円																																																		
その他	9,236千円																																																		
計	124,439千円																																																		
匿名組合分配金	27,542千円																																																		
計	27,542千円																																																		
繰延税金資産(流動)純額	96,897千円																																																		
役員退職慰労引当金	24,278千円																																																		
その他	5,559千円																																																		
計	29,838千円																																																		
評価性引当額	20,624千円																																																		
繰延税金資産(固定)純額	9,214千円																																																		
繰延税金資産合計	106,111千円																																																		
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.1%</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">1.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">0.8%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.5%</td></tr> <tr><td style="text-align: right;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.1%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%	住民税均等割	1.0%	評価性引当額	0.8%	その他	0.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>																																				
法定実効税率	40.7%																																																		
(調整)																																																			
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1%																																																		
住民税均等割	1.0%																																																		
評価性引当額	0.8%																																																		
その他	0.5%																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.1%																																																		

## (資産除去債務関係)

当連結会計年度末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## (賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社及び連結子会社の事業は、信用保証事業ならびにこれらの付帯事業の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

在外子会社及び在外支店がないため、記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

海外売上高がないため、記載を省略しております。

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社グループは報告セグメントが信用保証事業のみであるため、記載は省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高であって、連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

該当事項はありません。

(追加情報)

当連結会計年度（自平成22年 4月 1日至平成23年 3月31日）

当連結会計年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年 3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年 3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	東京都 港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接31.7	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注) 2	93,378 (2,284,200)	前受金	25,520

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。



(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠プラス チックス(株)	東京都 渋谷区	1,000	合成樹脂板 等卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	39,220 (1,942,500)	前受金	25,212
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠紙バル ブ(株)	東京都 中央区	500	和洋紙卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	10,198 (327,000)	前受金	8,533
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ケミカ ルフロンティア (株)	東京都 港区	1,100	化学製品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,219 (178,000)	前受金	4,811
その他の 関係会社 の子会社	I F A(株)	東京都 港区	90	服飾雑貨の 販売・輸出 入	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	3,905 (221,500)	前受金	1,012
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ホーム ファッション (株)	東京都 中央区	335	寝具類卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,657 (297,000)	前受金	1,160
その他の 関係会社 の子会社	(株)ユニコ	東京都 中央区	50	婦人・子供 服卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,953 (60,000)	前受金	706
その他の 関係会社 の子会社	コンバース フットウェア (株)	東京都 千代田区	350	靴卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	7,138 (286,000)	前受金	1,235
その他の 関係会社 の子会社	(株)エヌ・エフ ・シー	東京都 渋谷区	100	スポーツ用 品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,608 (70,000)	前受金	591
その他の 関係会社 の子会社	イトーピア ホーム(株)	東京都 千代田区	200	木造建築工 事業	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,864 (81,000)	前受金	3,643
その他の 関係会社 の子会社	(株)ロイネ	大阪府 箕面市	480	下着類卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,925 (144,000)	前受金	2,509
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス(株)	東京都 港区	19,877	石油卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,978 (249,000)	前受金	3,075
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク スホームライ フ関西(株)	大阪府 大阪市	60	石油卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,758 (123,000)	前受金	1,835
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠食品(株)	大阪府 大阪市	4,923	缶詰・瓶詰 食品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,715 (65,000)	前受金	455

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

当連結会計年度（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日）

関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社	伊藤忠商事(株)	東京都 港区	202,241	総合商社	(被所有) 直接31.7	売上債権の 保証等 役員の兼任	保証売上 (保証残高) (注) 2	88,038 (3,543,630)	前受金	36,969

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(イ) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の  
子会社等

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠プラス チックス(株)	東京都 渋谷区	1,000	合成樹脂板 等卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	40,773 (1,897,000)	前受金	26,700
その他の 関係会社 の子会社	コーナンフ リート(株)	大阪府 大阪市	100	石油事業	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	9,117 (579,070)	前受金	5,162
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク ス(株)	東京都 港区	19,877	石油卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	11,570 (507,390)	前受金	6,387
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ケミカ ルフロンティア (株)	東京都 港区	1,100	化学製品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,172 (459,320)	前受金	6,451
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠紙パル プ(株)	東京都 中央区	500	和洋紙卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	11,491 (331,190)	前受金	7,337
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠ホーム ファッション (株)	東京都 中央区	335	寝具類卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	6,720 (313,070)	前受金	2,751
その他の 関係会社 の子会社	コンバース フットウェア (株)	東京都 千代田区	350	靴卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,241 (265,610)	前受金	842
その他の 関係会社 の子会社	サンエイト買 易(株)	東京都 千代田区	46	食品原材料 輸入販売	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,880 (252,520)	前受金	2,642
その他の 関係会社 の子会社	小倉興産エネ ルギー(株)	福岡県 北九州市	400	石油卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,524 (234,720)	前受金	2,310
その他の 関係会社 の子会社	I F A(株)	東京都 港区	90	服飾雑貨の 販売・輸出入	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	4,000 (216,980)	前受金	995
その他の 関係会社 の子会社	C I P S アド バンス(株)	大阪府 大阪市	20	化学製品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	7,190 (188,000)	前受金	4,203
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠エネク スホームライ フ関西(株)	大阪府 大阪市	60	石油卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	4,409 (108,300)	前受金	1,838
その他の 関係会社 の子会社	V C J コーポ レーション(株)	東京都 中央区	490	総合卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,865 (74,060)	前受金	1,738
その他の 関係会社 の子会社	(株)エヌ・エフ ・シー	東京都 渋谷区	100	衣料生産 販売	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	1,160 (70,500)	前受金	1,096
その他の 関係会社 の子会社	伊藤忠食品(株)	大阪府 大阪市	4,923	缶詰・瓶詰 食品卸	-	売上債権の 保証等	保証売上 (保証残高) (注)2	2,184 (59,000)	前受金	358

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	107,533.98円	1株当たり純資産額	125,769.53円
1株当たり当期純利益金額	16,947.46円	1株当たり当期純利益金額	21,235.55円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	16,764.96円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	21,039.52円

(注) 算定上の基礎

## 1. 1株当たり純資産額

項目	前連結会計年度 (平成22年3月31日)	当連結会計年度 (平成23年3月31日)
連結貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,713,819	3,112,020
普通株式に係る純資産額(千円)	2,172,401	2,540,796
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	541,418	571,224
(うち新株予約権)	(29,453)	(51,558)
(うち少数株主持分)	(511,964)	(519,665)
普通株式の発行済株式数(株)	20,202	20,202
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	20,202	20,202

## 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	342,348	429,000
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	342,348	429,000
期中平均株式数(株)	20,200	20,202
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	219	188
(うち新株予約権)	(219)	(188)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成22年3月30日開催及び平成23年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権

## (重要な後発事象)

前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>当社取締役に対するストック・オプションの付与について平成20年6月24日開催の定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成22年3月30日開催の取締役会において具体的内容を決議し、平成22年4月15日に発行いたしました。</p> <p>なお、平成22年3月30日開催の取締役会において決議した新株予約権の発行に関する具体的内容は以下のとおりです。</p>	
会社名	提出会社
付与日	平成22年4月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の数	200個
株式の種類及び付与数	普通株式 200個 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役200株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり275,869円 資本組入額 1株当たり137,935円
新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	55,173,800円

前連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)																				
	<p>株式分割</p> <p>当社は、平成23年 1月28日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり平成23年 4月 1日をもって株式分割を実施しております。</p> <p>(1)株式分割の目的</p> <p>株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。</p> <p>また、平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を 1単元とする単元株制度を採用しております。</p> <p>なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となります。</p> <p>(2)株式分割の概要</p> <p>分割の方法</p> <p>平成23年 3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1株につき、200株の割合をもって分割しております。</p> <p>分割により増加する株式数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">株式分割前の当社発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">20,202株</td> </tr> <tr> <td>今回の分割により増加する株式数</td> <td style="text-align: right;">4,020,198株</td> </tr> <tr> <td>株式分割後の当社発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">4,040,400株</td> </tr> </table> <p>(3)その他</p> <p>当該株式分割が前連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報、及び当連結会計年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報は、以下の通りとなっております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前連結会計年度</th> <th style="text-align: center;">当連結会計年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額</td> <td>1株当たり純資産額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">537.67円</td> <td style="text-align: right;">628.85円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額</td> <td>1株当たり当期純利益金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">84.73円</td> <td style="text-align: right;">106.18円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額</td> <td>潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">83.82円</td> <td style="text-align: right;">105.20円</td> </tr> </tbody> </table>	株式分割前の当社発行済株式総数	20,202株	今回の分割により増加する株式数	4,020,198株	株式分割後の当社発行済株式総数	4,040,400株	前連結会計年度	当連結会計年度	1株当たり純資産額	1株当たり純資産額	537.67円	628.85円	1株当たり当期純利益金額	1株当たり当期純利益金額	84.73円	106.18円	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額	83.82円	105.20円
株式分割前の当社発行済株式総数	20,202株																				
今回の分割により増加する株式数	4,020,198株																				
株式分割後の当社発行済株式総数	4,040,400株																				
前連結会計年度	当連結会計年度																				
1株当たり純資産額	1株当たり純資産額																				
537.67円	628.85円																				
1株当たり当期純利益金額	1株当たり当期純利益金額																				
84.73円	106.18円																				
潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額																				
83.82円	105.20円																				

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	1,236	1,282	3.9	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	5,186	3,903	3.9	平成24年4月～ 平成27年2月
合計	6,422	5,186	-	-

(注) 1 「平均利率」については、リース債務の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
リース債務	1,330	1,379	1,193	-

## 【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における各四半期連結会計期間に係る売上高等

	第1四半期 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	第2四半期 (自平成22年7月1日 至平成22年9月30日)	第3四半期 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	第4四半期 (自平成23年1月1日 至平成23年3月31日)
売上高 (千円)	811,078	807,781	827,204	845,250
税金等調整前四半期純利益金額 (千円)	197,196	192,692	214,552	138,595
四半期純利益金額 (千円)	109,376	104,550	113,516	101,556
1株当たり四半期純利益金額 (円)	5,414.17	5,175.26	5,619.07	5,027.05

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,621,709	3,127,297
売掛金	17,450	18,345
前払費用	282,777	352,250
繰延税金資産	37,697	58,174
未収入金	7,066	4,660
その他	3,409	1,780
流動資産合計	2,970,110	3,562,509
固定資産		
有形固定資産		
建物	40,546	41,424
減価償却累計額	18,378	14,987
建物(純額)	22,168	26,437
工具、器具及び備品	35,363	49,693
減価償却累計額	23,186	29,593
工具、器具及び備品(純額)	12,176	20,100
リース資産	7,391	7,391
減価償却累計額	1,433	2,665
リース資産(純額)	5,958	4,726
有形固定資産合計	40,303	51,263
無形固定資産		
ソフトウェア	196,167	156,552
無形固定資産合計	196,167	156,552
投資その他の資産		
投資有価証券	494,865	496,592
その他の関係会社有価証券	525,827	519,674
長期前払費用	271	155
繰延税金資産	5,918	28,912
敷金及び保証金	67,093	67,951
保険積立金	-	656
投資その他の資産合計	1,093,976	1,113,943
固定資産合計	1,330,446	1,321,758
資産合計	4,300,556	4,884,268



	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	79,673	44,385
リース債務	1,236	1,282
未払金	37,253	52,973
未払費用	12,050	20,934
未払法人税等	159,102	229,562
前受金	1,707,965	1,795,661
保証履行引当金	847	14,038
賞与引当金	40,322	62,611
その他	4,966	6,890
流動負債合計	2,043,419	2,228,341
固定負債		
リース債務	5,186	3,903
役員退職慰労引当金	46,486	59,667
固定負債合計	51,672	63,571
負債合計	2,095,092	2,291,913
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,048,755	1,048,755
資本剰余金		
資本準備金	458,755	458,755
資本剰余金合計	458,755	458,755
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	668,500	1,033,286
利益剰余金合計	668,500	1,033,286
株主資本合計	2,176,010	2,540,796
新株予約権	29,453	51,558
純資産合計	2,205,464	2,592,354
負債純資産合計	4,300,556	4,884,268

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
売上高	3,160,605	3,293,768
売上原価		
支払保証料	1,474,263	1,270,487
支払手数料	162,671	182,805
保証履行引当金繰入額	847	14,038
保証履行損失	-	4,076
売上原価合計	1,637,782	1,471,407
売上総利益	1,522,823	1,822,361
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	17,917	44,629
役員報酬	79,577	96,254
給料及び手当	349,275	371,414
賞与引当金繰入額	40,322	62,273
役員退職慰労引当金繰入額	12,304	13,181
減価償却費	15,394	61,335
賃借料	6,119	5,153
地代家賃	75,507	83,685
情報システム費	26,854	29,904
旅費及び交通費	28,849	31,873
その他	264,390	281,601
販売費及び一般管理費合計	916,514	1,081,308
営業利益	606,308	741,052
営業外収益		
受取利息	5,855	6,008
有価証券利息	5,760	5,705
匿名組合投資利益	858	-
賃貸契約解約に伴う受取精算金	3,392	-
その他	190	6
営業外収益合計	16,056	11,720
営業外費用		
支払利息	259	215
匿名組合投資損失	-	6,152
営業外費用合計	259	6,368
経常利益	622,105	746,404
特別損失		
固定資産除却損	-	305
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	1,042
特別損失合計	-	1,348
税引前当期純利益	622,105	745,056
法人税、住民税及び事業税	279,032	363,136
法人税等調整額	2,884	43,471
法人税等合計	276,148	319,664
当期純利益	345,957	425,391

## 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
<b>株主資本</b>		
<b>資本金</b>		
前期末残高	1,048,575	1,048,755
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	180	-
当期変動額合計	180	-
当期末残高	1,048,755	1,048,755
<b>資本剰余金</b>		
<b>資本準備金</b>		
前期末残高	458,575	458,755
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	180	-
当期変動額合計	180	-
当期末残高	458,755	458,755
<b>資本剰余金合計</b>		
前期末残高	458,575	458,755
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	180	-
当期変動額合計	180	-
当期末残高	458,755	458,755
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>		
前期末残高	352,842	668,500
当期変動額		
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	345,957	425,391
当期変動額合計	315,657	364,785
当期末残高	668,500	1,033,286
<b>利益剰余金合計</b>		
前期末残高	352,842	668,500
当期変動額		
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	345,957	425,391
当期変動額合計	315,657	364,785
当期末残高	668,500	1,033,286
<b>株主資本合計</b>		
前期末残高	1,859,992	2,176,010
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）	360	-

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	345,957	425,391
当期変動額合計	316,017	364,785
当期末残高	2,176,010	2,540,796
<b>新株予約権</b>		
前期末残高	18,150	29,453
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,303	22,104
当期変動額合計	11,303	22,104
当期末残高	29,453	51,558
<b>純資産合計</b>		
前期末残高	1,878,142	2,205,464
当期変動額		
新株の発行(新株予約権の行使)	360	-
剰余金の配当	30,300	60,606
当期純利益	345,957	425,391
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	11,303	22,104
当期変動額合計	327,321	386,890
当期末残高	2,205,464	2,592,354

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法) (2) その他の関係会社有価証券 匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、営業外費用又は収益に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。	(1) 満期保有目的の債券 同左 (2) その他の関係会社有価証券 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	クレジット・デフォルト・スワップ 債務保証に準じた処理	クレジット・デフォルト・スワップ 同左
3 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 工具、器具及び備品 4～5年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 なお、所有権移転外ファイナンスリース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)の取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準	(1) 保証履行引当金 保証債務の履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。 (3) 役員退職慰労引当金 役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	(1) 保証履行引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員退職慰労引当金 同左
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。</p>

## 【注記事項】

## (貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
<p>1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 25,520千円</p>	<p>1 関係会社に対する負債のうち主なものは次のとおりであります。</p> <p>前受金 36,969千円</p>
<p>2 担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 100,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>	<p>2 担保資産</p> <p>担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>現金及び預金(定期預金) 100,000千円</p> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <p>当社は保証契約先から引き受けた保証債務の一部について、その履行義務の保全を目的として上記資産を担保として差し入れております。</p>
<p>3 前払費用</p> <p>主として当社が再保証委託先に支払う保証料(支払保証料)及び代理店に支払う紹介料(諸手数料)に係わる前払相当額であります。</p>	<p>3 前払費用</p> <p>同左</p>
<p>4 前受金</p> <p>当社が保証契約先から受取る保証料に係わる前受相当額であります。</p>	<p>4 前受金</p> <p>同左</p>
<p>5 偶発債務</p> <p>保証債務 99,864,690千円</p> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。</p> <p>なお、これに係る保証債務のうち99,758,265千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>	<p>5 偶発債務</p> <p>保証債務 136,922,400千円</p> <p>当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受を行っており、上記保証残高は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。</p> <p>なお、これに係る保証債務のうち136,426,956千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
	<p>固定資産除却損の内容は次のとおりであります。</p> <p>工具、器具及び備品 305千円</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)																																																
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p>本社及び各支店における什器・備品であります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>2,361</td> <td>718</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,080</td> <td>2,361</td> <td>718</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>654千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>111千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>766千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>670千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>616千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>37千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価格相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> <p>(減損損失について)</p> <p>リース資産に配分された減損損失はありません。</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,080	2,361	718	合計	3,080	2,361	718	1年内	654千円	1年超	111千円	合計	766千円	支払リース料	670千円	減価償却費相当額	616千円	支払利息相当額	37千円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>有形固定資産</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前(平成20年3月31日以前)のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>3,080</td> <td>2,977</td> <td>102</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,080</td> <td>2,977</td> <td>102</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額等</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>111千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>-千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>111千円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>670千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>616千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>15千円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(減損損失について)</p> <p style="text-align: center;">同左</p>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,080	2,977	102	合計	3,080	2,977	102	1年内	111千円	1年超	-千円	合計	111千円	支払リース料	670千円	減価償却費相当額	616千円	支払利息相当額	15千円
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
ソフトウェア	3,080	2,361	718																																														
合計	3,080	2,361	718																																														
1年内	654千円																																																
1年超	111千円																																																
合計	766千円																																																
支払リース料	670千円																																																
減価償却費相当額	616千円																																																
支払利息相当額	37千円																																																
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																														
ソフトウェア	3,080	2,977	102																																														
合計	3,080	2,977	102																																														
1年内	111千円																																																
1年超	-千円																																																
合計	111千円																																																
支払リース料	670千円																																																
減価償却費相当額	616千円																																																
支払利息相当額	15千円																																																

## (有価証券関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。



## (税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳
流動資産	流動資産
未払事業税	未払事業税
12,558千円	17,749千円
賞与引当金	賞与引当金
16,407千円	25,476千円
その他	保証履行引当金
8,731千円	5,712千円
計	その他
37,697千円	9,236千円
	計
	58,174千円
固定資産	固定資産
役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金
18,915千円	24,278千円
匿名組合出資金	匿名組合出資金
5,918千円	19,698千円
計	その他
24,833千円	5,559千円
評価性引当額	計
18,915千円	49,536千円
差引	評価性引当額
5,918千円	20,624千円
繰延税金資産合計	差引
43,615千円	28,912千円
	繰延税金資産合計
	87,086千円
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
法定実効税率	法定実効税率
40.7%	40.7%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
1.1%	1.6%
住民税均等割	住民税均等割
0.9%	0.8%
評価性引当額	評価性引当額
0.8%	0.2%
その他	その他
0.9%	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
44.4%	42.9%

## (企業結合等関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## (資産除去債務関係)

当事業年度末(平成23年3月31日)

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
1株当たり純資産額	107,712円63銭	1株当たり純資産額	125,769円53銭
1株当たり当期純利益金額	17,126円13銭	1株当たり当期純利益金額	21,056円90銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	16,941円70銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	20,862円51銭

(注) 算定上の基礎

## 1. 1株当たり純資産額

項目	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	2,205,464	2,592,354
普通株式に係る純資産額(千円)	2,176,010	2,540,796
差額の主な内容(千円)		
新株予約権	29,453	51,558
普通株式の発行済株式数(株)	20,202	20,202
普通株式の自己株式数(株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	20,202	20,202

## 2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額

項目	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	345,957	425,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	345,957	425,391
期中平均株式数(株)	20,200	20,202
潜在株式調整後1株当たりの当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	219	188
(うち新株予約権)	(219)	(188)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	平成22年3月30日開催及び平成23年1月28日開催の取締役会決議による新株予約権

## (重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
<p>当社取締役に対するストック・オプションの付与について平成20年6月24日開催の定時株主総会で決議した会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づくストック・オプションとしての新株予約権の発行について、平成22年3月30日開催の取締役会において具体的内容を決議し、平成22年4月15日に発行いたしました。</p> <p>なお、平成22年3月30日開催の取締役会において決議した新株予約権の発行に関する具体的内容は以下のとおりです。</p>	
会社名	提出会社
付与日	平成22年4月15日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役3名
新株予約権の数	200個
株式の種類及び付与数	普通株式 200個 (新株予約権1個につき1株) 対象者別内訳は以下のとおりです。 当社取締役200株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額及び資本組入額	払込金額 1株当たり275,869円 資本組入額 1株当たり137,935円
新株予約権の行使による株式の発行価額の総額	55,173,800円

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)														
	<p>株式分割</p> <p>当社は、平成23年 1月28日開催の取締役会決議に基づき、下記のとおり平成23年 4月 1日をもって株式分割を実施しております。</p> <p>(1)株式分割の目的</p> <p>株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。</p> <p>また、平成19年11月27日に単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目的として、全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100株を 1単元とする単元株制度を採用しております。</p> <p>なお、この株式分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に2分の1となります。</p> <p>(2)株式分割の概要</p> <p>分割の方法</p> <p>平成23年 3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1株につき、200株の割合をもって分割しております。</p> <p>分割により増加する株式数</p> <table border="0"> <tr> <td>株式分割前の当社発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">20,202株</td> </tr> <tr> <td>今回の分割により増加する株式数</td> <td style="text-align: right;">4,020,198株</td> </tr> <tr> <td>株式分割後の当社発行済株式総数</td> <td style="text-align: right;">4,040,400株</td> </tr> </table> <p>(3)その他</p> <p>当該株式分割が前事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報、及び当事業年度の開始の日に行われたと仮定した場合の 1株当たり情報は、以下の通りとなっております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">前事業年度</th> <th style="text-align: center;">当事業年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1株当たり純資産額 538.56円</td> <td>1株当たり純資産額 628.85円</td> </tr> <tr> <td>1株当たり当期純利益金額 85.63円</td> <td>1株当たり当期純利益金額 105.28円</td> </tr> <tr> <td>潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 84.71円</td> <td>潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 104.31円</td> </tr> </tbody> </table>	株式分割前の当社発行済株式総数	20,202株	今回の分割により増加する株式数	4,020,198株	株式分割後の当社発行済株式総数	4,040,400株	前事業年度	当事業年度	1株当たり純資産額 538.56円	1株当たり純資産額 628.85円	1株当たり当期純利益金額 85.63円	1株当たり当期純利益金額 105.28円	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 84.71円	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 104.31円
株式分割前の当社発行済株式総数	20,202株														
今回の分割により増加する株式数	4,020,198株														
株式分割後の当社発行済株式総数	4,040,400株														
前事業年度	当事業年度														
1株当たり純資産額 538.56円	1株当たり純資産額 628.85円														
1株当たり当期純利益金額 85.63円	1株当たり当期純利益金額 105.28円														
潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 84.71円	潜在株式調整後 1株 当たり当期純利益金額 104.31円														

## 【附属明細表】

## 【有価証券明細表】

## 【債券】

投資有価証券	満期保有目的の債券	銘柄	券面総額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)
		第70回利付国債	500,000	496,592

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	40,546	29,286	28,408	41,424	14,987	10,119	26,437
工具、器具及び備品	35,363	14,839	509	49,693	29,593	6,610	20,100
リース資産	7,391	-	-	7,391	2,665	1,231	4,726
有形固定資産計	83,300	44,125	28,917	98,509	47,246	17,961	51,263
無形固定資産							
ソフトウェア	208,335	1,938	-	210,273	53,721	41,553	156,552
無形固定資産計	208,335	1,938	-	210,273	53,721	41,553	156,552
長期前払費用	539	-	221	318	162	116	155
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

## 【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
保証履行引当金	847	14,038	847	-	14,038
賞与引当金	40,322	62,273	39,984	-	62,611
役員退職慰労引当金	46,486	13,181	-	-	59,667

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	-
預金	
当座預金	1,214
普通預金	876,083
定期預金	2,250,000
小計	3,127,297
合計	3,127,297

## 売掛金

## イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
日本管材センター株式会社	3,934
りそな決済サービス株式会社	2,837
日鐵商事株式会社	1,556
コスモテック株式会社	1,483
古河スカイ株式会社	1,076
その他	7,457
合計	18,345

## ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日) (A) + (D)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{2}{(B)}$ 365
17,450	3,292,092	3,291,196	18,345	99.4	2.0

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 前払費用

相手先	金額(千円)
三井住友海上火災保険株式会社	151,704
A I U 保険会社	86,439
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	34,869
日本興亜損害保険株式会社	15,011
株式会社トータル保険サービス	8,614
その他	55,610
合計	352,250

## その他の関係会社有価証券

相手先	金額(千円)
クレジット・クリエイション1号匿名組合	390,195
クレジット・インベストメント1号匿名組合	129,478
合計	519,674

## 買掛金

相手先	金額(千円)
東京センチュリーリース株式会社	15,277
クレジット・インベストメント1号匿名組合	13,782
伊藤忠キャピタル証券株式会社	7,750
株式会社損害保険ジャパン	6,289
株式会社オフィスTMM	491
その他	794
合計	44,385

## 前受金

相手先	金額(千円)
株式会社USSサポートサービス	55,045
NECキャピタルソリューション株式会社	42,064
伊藤忠商事株式会社	36,969
株式会社シジシージャパン	29,954
阪和興業株式会社	27,316
その他	1,604,311
合計	1,795,661

## (3)【その他】

該当事項はありません。



第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	事業年度末から3ヶ月以内
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	-
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	該当事項はありません。
公告掲載方法	電子公告の方法により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.eguarantee.co.jp/">http://www.eguarantee.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注)平成23年1月28日開催の取締役会決議により、単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株としております。なお、実施日は平成23年4月1日であります。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第10期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月23日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第10期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）平成22年6月23日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書、四半期報告書の確認書

第11期第1四半期（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）平成22年8月13日関東財務局長に提出

第11期第2四半期（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）平成22年11月12日関東財務局長に提出

第11期第3四半期（自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

平成23年6月24日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月22日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝 又 三 郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服 部 一 利

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年6月23日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝又三郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部一利

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イー・ギャランティ株式会社の平成23年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、イー・ギャランティ株式会社が平成23年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝又三郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部一利

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月23日

イー・ギャランティ株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勝又三郎

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服部一利

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイー・ギャランティ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。